

乙 資金の前渡、交付

摘要	本月分	前月までの分	本月戻入額	本月科目更正額	差引計	備考
何庁官氏名 何々(部局等) (以下支出の表 の例にならう)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
集合の部 日本銀行 (以下同上)						
合計	0	0	0	0	0	
集合の部 (以下同上)						
総計	0	0	0	0	0	

参考

- (1) この表には、支出の表に掲上されたもののうち、資金前渡官吏に対し資金を前渡し、又は日本銀行に対し、国債の元利拂及び貴金属買入代金等支拂のため資金を交付したもの等を記載すること。
- (2) 資金前渡を受けた官吏が交替したときは、その翌月分から後任官吏の部に計算額を併算し、前任官吏の氏名を備考に附記すること。
- (3) 資金前渡を受けた官吏が支拂を完結したときは、その翌月分から集合の部に計算額を併算し、その月限りその氏名を附記すること。
- (4) 最終の計算書の外は部局等(特別会計に於ては款)の記載にとり、部(特別会計に於ては項)以下の記載を省略することができる。但し、この場合には合計額の部局等、部、款、項、目の内訳を記載しなければならない。
- (5) 最終の計算書においては、一部局等(特別会計に於ては款)の経費について二名以上に資金を前渡し又は交付したものがあるときは、合計額の部局等、部、款、項、目の内訳を記載しなければならない。
- (6) 本月科目更正額の欄には、増額は黒書、減額は朱書すること。

甲 支出負担行為担当官別通知受領内訳

摘要	支出負担行為の 済額の本月ま での累計	支出をなすべき時 期に至つたもの の本月までの累計	差引残高	備考
支出負担行為 担当官氏名	円 0	円 0	円 0	
合計	0	0	0	

- 参考 (1) この表には歳出予算に基づく支出負担額について記載すること。
- (2) 支出負担行為担当官が交替した時は、その翌月分から後任担当官の部に計算額を併算し前任担当官の氏名を備考に附記すること。

前金拂に伴う 支出員担行為 額	前金拂額	精 算 済 の 額	未精算額	備 考	摘要	
					本月分	本月分
円 0	円 0	円 0	円 0		何々(部局等)	円 0
0	0	0	0		何々(部)	0
0	0	0	0		何々(款)	0
0	0	0	0		何々(項)	0
0	0	0	0		何々(款)	0
0	0	0	0		(以下前例に ならす)	0
0	0	0	0		何々(部)	0
			0		(同上)	

参考(1) この表は、支出の表に掲げられたものうち、前金拂を伴う支出員担行為について作製すること。
 (2) 前金拂を伴う支出員担行為の欄には支出員担行為の記載すること。
 (3) のとしし通知されたもをの結果の増加額を含めないこと。
 精算済の額の欄には精算の結果の増加額を含めないこと。

丁 概 算 拂

概算支出員担行為 額	概算支出員担行為 額の確定状況	摘要	概算拂額	精 算 済 の 額		未精算 額	備 考
				本月分	本月分		
円 0	円 0	何々(部局等)	円 0	円 0	円 0	円 0	
0	0	何々(部)	0	0	0	0	
0	0	何々(款)	0	0	0	0	
0	0	何々(項)	0	0	0	0	
0	0	何々(款)	0	0	0	0	
0	0	(以下前例に ならす)	0	0	0	0	
0	0	何々(部)	0	0	0	0	
		(同上)				0	

参考

- (1) この表は、支出の表に掲げられたもののうち、概算による支出負担行為について作製すること。
- (2) 概算支出負担行為額欄には、支出負担行為担当官から概算による支出負担行為（概算支出負担行為を確定の支出負担行為にした結果の増減額は含まない。）をしたものとして通知されたものを記載すること。
- (3) 概算支出負担行為額の確定状況欄には、概算支出負担行為を確定支出負担行為にした結果の増減額を含まないこと。
- (4) 精算済の額の欄には精算の結果の増加額を含まないこと。

戊 年度更生、歳入納付、過年度支出内訳

摘要		金額
		円
年度更生		
何々々 (部局等)		
何々 (部)		
何々 (款)		
何々 (項)		
何々 (目)		
何月分小切手第何号何某渡金何円何年度をもつて整理のところ何々より更生		0
歳入納付		
何々々 (部局等)		
何々 (部)		
何々 (款)		
何々 (項)		
何々 (目)		
何月分小切手何号何某渡のうち何々より誤拂をしたので何年度歳入として納付		0
過年度支出		
何々々 (部局等)		
何々 (部)		
何々 (款)		
何々 (項)		
何々 (目)		
何年度何月分小切手第何号何某渡旅費は何々より支給不足の分本年度において支出を必要としたものである。		0

参考

- (1) 所管庁、一般会計と特別会計との更生は、年度更生の例による。
- (2) 歳入納付で資金前渡、資金交付、前金拂又は概算拂の結果によるものは掲記を要しない。
- (3) 過年度支出で財政法第三十五條第三項但書の規定により、大蔵大臣の指定した経費で支出したものにについては掲記を要しない。

第四号

何省(何庁)

昭和何年度

何年何月分

何々会計

前渡資金出納計算書

添附書類

何々

証拠書類何册何枚

庁名

職官氏名印

年月日提出

本月領収額	前月の領収額	本月納還額	差引計	摘要	本月拂支額	前月の拂支額	本月科正額	本月回収額	差引額	残額	備考
円	円	円	円	何々(以下第何号書式(その一)の例に依り)	円	円	円	円	円	円	残高 手許保管高 日本銀行預託高 計 0 0 0
0	0	0	0	総合計	0	0	0	0	0	0	前月までの支拂未済額 0 本月支拂済額 0 差引済額 0 本月分支拂未済額 0 計 0

参考 (1) 前金拂、概算拂、科目更正等の内訳は、第三号書式を準用すること。
 (2) 交際のときは、前月更正の計算額を併算すること。
 (3) 支拂証明の後、誤拂、過渡その他返戻金の領収をしたときは、本月回収額の欄に掲記すること。
 (4) 替拂の金額は、これを支拂額に併算し、当月内に資金の補填を受けないものがあるときは、繰その金額を備考に附記すること。後の月に至り、これに対する補填を受けたときは、また同様にすること。
 (5) 本月科目更正額の欄には増額は黒書減額は朱書すること。

領 収 証 書 未 到 達 内 訳

摘 要	前月未到達額	本 月 到 達 額	差 引 計	本 月 未 到 達 額	未 到 達 額 合 計	備 考
何々(部局等)	円	円	円	円	円	
(以下第三号書式(その一)の例に依り)						
総合計	0	0	0	0	0	

参 考

- (1) 起債高及び償還高は、額面金額によること。
- (2) 起債及び償還以外の事由により増減を生じたときは、起債高又は償還高に区分掲記し、適用法條又は償還方法の欄にその事由を記載すること。
- (3) 起債高は拂込済、償還高は支拂済の報告のあつたものについて、これを記載すること。

第 六 号

何 省 (何 庁)

昭 和 何 年 度

何 年 何 月 分

收 入 金

現 金 出 納 計 算 書

添 附 書 類

何 々

証 拠 書 類 何 冊 何 枚

庁 名

職 官 氏 名 印

年 月 日 提 出

(甲) の 二

歳入金日本銀行に拂込済額

摘 要	越 高	領收高	計	拂込高	残 高	備 考
	円	円	円	円	円	
通信省主管歳入金						
何 年 度	0	0	0	0	0	
何 年 度	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	
何省主管歳入金						
何 年 度	0	0	0	0	0	
何 年 度	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	
何特別会計歳入金						
(前例に倣う)						
合 計	0	0	0	0	0	

参 考

- (1) 振替計算を以て整理したものがあるときは、領收高、拂込高の欄を現金及び振替に区分すること。
- (2) 貨幣換算差減金等の差繰整理をしたものがあるときは、拂込高の次に相当欄を設けること。

(甲) の 一

摘 要	受 高	摘 要	拂 高	備 考
過超金受領高	円 0	資金交付高	円 0	
何 々	0	日本銀行歳入拂込高	0	
計	0	何 々	0	
越 高	0	計	0	
合計	0	残 高	0	
		合計	0	

参 考

主任繰替拂出納官吏は、この書式によること。

国税徴収
計算証明規則

現		在								備考
供用		在庫		運送中		何々		計		
数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
	円		円		円		円		円	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0		0		0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0		0		0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0		0		0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0		0		0		0		0	
	0		0		0		0		0	

三八五

第 十 号
国税徴収
計算証明規則

昭和何年度
何年何月分
物品出納計算書

添附書類
何々
証拠書類 何册 何枚

庁 名
職官 名印
年月日提出

三八四

摘要	越 高	受 入					
		買 入		何 々		計	
		数量	価格	数量	価格	数量	価格
備 品	単位	円	円	円	円	円	円
何 々	0	0	0	0	0	0	0
何 々	0	0	0	0	0	0	0
価格計		0	0	0	0	0	0
消 耗 品							
何 々	0	0	0	0	0	0	0
何 々	0	0	0	0	0	0	0
価格計		0	0	0	0	0	0
機 械							
何 々	0	0	0	0	0	0	0
何 々	0	0	0	0	0	0	0
価格計		0	0	0	0	0	0
何 々							
何 々	0	0	0	0	0	0	0
何 々	0	0	0	0	0	0	0
価格計		0	0	0	0	0	0
価格総計		0	0	0	0	0	0

参 考 物品出納簿に、価格を記載していないものについては価格

拂 出									
消 耗		売 拂		亡失毀損		何 々		計	
数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
	円		円		円		円		円
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

欄を要しない。

摘要	越		受		拂		残		備考
	枚数	高面額	枚数	高面額	枚数	高面額	枚数	高面額	
国の所有するもの		円		円		円		円	
債券々々	0	0	0	0	0	0	0	0	
公株何	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	
公有私有のもの		円		円		円		円	
債券々々	0	0	0	0	0	0	0	0	
公株何	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	
合	0	0	0	0	0	0	0	0	

残高
 手許保管高 0
 日本銀行寄託高 0
 計

何省(何庁)

昭和何年度

何年何月分

何々会計

国有財産増減計算書

添附書類

何々

証拠書類 何册 何枚

庁名

職官氏名印

年月日提出

昭和何年度

何年何月分

国庫金出納計算書

添附書類

何々

証拠書類 何冊 何枚

日本銀行總裁 氏 名 印

年 月 日 提 出

何々財産

摘 要	増		減		備 考
	数量	価額	数量	価額	
何々(用途別名称)		円		円	増は購入 樹木何本、価格何 円何々とも 減は用途変更 増は購入 減は用途変更 増は新築 減は取毀 何々 何々
何々(所在地名)					
土地	0	0	0	0	
立木竹	0	0	0	0	
建物	0	0	0	0	
工作物	0	0	0	0	
何々	0	0	0	0	
計		0		0	
何々(所有地名)					
(前例に倣う)					
合計		0		0	
何々(用途別名称)					// // // // //
(前例に倣う)					
区分別総計					
土地	0	0	0	0	
立木竹	0	0	0	0	
建物	0	0	0	0	
工作物	0	0	0	0	
何々	0	0	0	0	
計		0		0	
		前回報告 現在高 0		差引現在高	

参 考

- (1) 数量単位は、土地は坪(営林財産及び雑種財産については歩)立木竹上方は石、下方は束、建物上方は建坪、下方は延坪、株式及び持分上方は株、下方は口とする。
- (2) 雑種財産については、郡市別に区分の上、都道府県別小計を附し、又営林財産については林区事業区別に区分の上、部分林、保管林等の数量を備考に記載すること。
- (3) 価格を改定又は設定したものがあるときは、備考にその金額、事由を附記すること。

何年度何会計歳入金

主管庁	取扱庁	収入額	備考
何省(何庁)	何々	円 0	
	何々	0	
何省(何庁)	計々	0	
	何々	0	
	計	0	
	合計	0	

昭和何年度

歳入金歳出金出納明細書

日本銀行総裁 氏名印

年月日提出

国税徴収 不動産登記の囑託職員を指定する省令

四〇二

第三五條 登記ヲ申請スルニハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

- 一 申請書
 - 二 登記原因ヲ証スル書面
 - 三 登記義務者ノ権利ニ関スル登記済証
 - 四 登記原因ニ付キ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ要スルトキハ之ヲ証スル書面
 - 五 代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其権限ヲ証スル書面
- 登記原因ヲ証スル書面カ執行力アル判決ナルトキハ前項第三号及ヒ第四号ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス
- 官庁ノ所管ニ屬スル不動産ニ関スル権利ニ付キ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員ハ第一項第五号ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

○不動産登記の囑託職員を指定する省令

(昭和二十四年大蔵省令第六十一号)

改正 昭和二五年藏令四七号

不動産登記法第三十五條第三項の規定により大蔵省の所管に属する不動産に関する権利の登記の囑託については、次の職員を指定する。

大臣官房会計課長
管財局長

- 財務局長
- 財務部長
- 財務局管財支所長
- 財務部管財支所長
- 財務局出張所長
- 財務部出張所長
- 税関長
- 証券取引委員会委員長
- 国税庁長官
- 国税局長
- 税務署長
- 造幣庁長官
- 印刷庁長官
- 都道府県知事
- 特別調達庁長官
- 特別調達局長

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。
 - 2 大蔵省所管不動産登記囑託官吏指定に関する省令(昭和八年大蔵省令第十五号)は、廃止する。
- 国税徴収 不動産登記の囑託職員を指定する省令

四〇三

国税徴収 不動産の差押登記権利者を大蔵省とする件・国税徴収官事務規程

四〇四

附則 (昭和二十五年五月四日蔵令四七号) (抄)

1 この省令は、公布の日から施行する。

○不動産の差押登記権利者を大蔵省とする件

(明治三十四年六月十三日法曹会決議)

不動産登記簿ニハ各省ヲ権利ノ主体トシテ登記スヘキモノトス。

○国税徴収官事務規程

(昭和二十五年十月六日国税庁訓令特第一三号)

(目的)

第一條 この規定は、大蔵省組織規程(昭和二十四年大蔵省令第三十七号)第三百三十五條第三項に規定する国税徴収官の執務要領を規定することを目的とする。

(定員)

第二條 各国税局に、国税徴収官を左の通り配置する。

東 京	三〇〇人
關東信越	九〇人
大 阪	三〇〇人
札 幌	四五人
仙 台	六〇人

名古屋	一五〇人
金 沢	一五人
広 島	九〇人
高 松	二五人
福 岡	九〇人
熊 本	三五人

(派遣、出張)

第三條 当分の間国税局長は、県庁所在地の税務署その他特に必要があると認める税務署に国税徴収官を派遣することができる。

2 前項の規定により、国税徴収官を派遣したときは、当該派遣先の税務署長は、国税徴収官を指揮監督しなければならぬ。但し、派遣先税務署から更に他の税務署に出張せしめる場合には、国税局長の命令によらなければならない。

3 国税徴収官が、前項但書の規定により、派遣先税務署から他の税務署に出張を命じられた場合には、当該税務署長の指揮監督を受けるものとする。

(国税局における執務)

第四條 国税徴収官は、国税局においては、税務署から引継を受けたものについて、派遣又は出張先税務署においては、当該税務署の所掌するものについて、滞納処分を実施する。

(引継の基準)

第五條 左の各号の一に該当するものについては、当該徴収事項を、なるべく税務署から国税局に引き継がせ

国税徴収 国税徴収官事務規程

四〇五

国税徴収 国税徴収官事務規程

四〇六

るものとし、その選定は、国税局長において、定める。

- 一 滞納税額の多額なもの
- 二 悪質滞納者と認められるもの
- 三 その他当該税務署で整理することが著しく困難又は不適當と認められるもの

(派遣先又は出張先における職務)

第六條 派遣又は出張を命ぜられた国税徴収官は、当該派遣又は出張先税務署において、卒先して滞納処分に関する事務に従事するはもとより、常に当該税務署の滞納処分の指導監督に心がけ、整理の促進に努めるものとする。

(収入官吏の任命)

第七條 国税局長は、国税徴収官に対し、当該国税局の主任収入官吏所属の分任収入官吏を命ずるものとする。

2 派遣又は出張を命ぜられた国税徴収官は、昭和十八年大蔵省訓令第二十一号(税務署及税関収入官吏配置方)第一條の二の規定により、当該派遣又は出張先税務署の主任収入官吏所属の分任収入官吏として収入事務を取り扱うものとする。

(事績報告)

第八條 国税徴収官は、滞納処分実績簿に、現金出納簿、現金領收証書、書損用紙、滞納処分票その他関係書類及び現金を添えて、毎日の事績を上司に報告し、その決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国税徴収官が税務署に出張中の場合は、当該出張先税務署長に報告してその決裁を受けなければならない。

(復命書)

第九條 国税徴収官は、税務署への出張期間が終了し国税局又は派遣先税務署に帰庁したときは、直ちに出張中の事績に関する復命書を提出しなければならない。但し、派遣国税徴収官は、異例なもの外、毎月分の復命書を取りまとめ、翌月五日までに、派遣先税務署長を経由し、国税局長に提出するものとする。

附則

- 1 この規程は、昭和二十五年十月六日から施行し、昭和二十五年五月四日から適用する。
- 2 国税徴収官服務規程(昭和二十四年国税庁訓令第十四号)は廃止する。

会計

○財政法

(昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号)

改正 昭和二十四年法律第二三号、同法律第一四五号、同二十五年法律第六〇号、同第一四一号

財政法目次

- 第一章 財政総則
- 第二章 会計区分
- 第三章 予算
- 第一節 総則
- 第二節 予算の作成
- 第三節 予算の執行
- 第四章 決算
- 第五章 雑則

財政法

第一章 財政総則

目的 第一條 国の予算その他財政の基本に関しては、この法律の定めるところによる。

収入及び 第二條 収入とは、国の各般の雲要を充たすための支拂の財源となるべき現金の收納をいい、支出とは、国の

支出の意義

各般の需要を充たすための現金の支拂をいう。

前項の現金の收納には、他の財産の処分又は新たな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支拂には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。なお第一項の収入及支出には、会計間の繰入その他国庫内において行う移換によるものを含む。

歳入とは、一會計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一會計年度における一切の支出をいう。

財政収入と国会の権限

第三條 租税を除く外、国が国権に基いて收納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

歳出財源の制限

第四條 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を發行し又は借入金をなすことができる。

前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎會計年度、国会の議決を経なければならない。

公債発行及び借入の制限

第五條 すべて、公債の發行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

剰余金の公債等償還財源充当

第六條 各會計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるもの外、これを剰余金を生じた年度の翌々年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。

大蔵省証券の発行及び一時借入金

前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。
第七條 国は、国庫金の出納上必要があるときは、大蔵省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。

前項に規定する大蔵省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。
大蔵省証券の発行及び一時借入金の場合は、これを償還しななければならない。
大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

債権の免除財産の管理

第八條 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。
第九條 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に依じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

国費負担法律主義

第十條 国の特定の事務のために要する費用について、国以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならない。

第二章 会計区分

会計年度

第十一條 国の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

経費支弁

第十二條 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

一般会計、特別会計

第十三條 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。
国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳入に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

とする。

第三章 予算

第一節 総則

歳入歳出予算

第十四條 歳入歳出は、すべてこれを予算に編入しなければならない。

国庫債務負担行為

第十五條 法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすは、予め予算を以て国会の議決を経なければならない。

前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。

前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降三箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際條約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。

第二項の規定により国が債務を負担した行為については、次の審議会において国会に報告しなければならない。
第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

第二節 予算の作成

予算の内

第十六條 予算は、予算総則、歳入歳出予算及び国庫債務負担行為とする。

歳入歳出等の見積

第十七條 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を製作し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

歳入歳出等の概算

内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積りに関する書類を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十八條 大蔵大臣は、前條の見積りを検討して必要な調整を行い、歳入、歳出及び国庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。

国会等の歳出見積の減額

第十九條 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合には、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

歳入予算の明細書、歳入歳出予算の明細書、歳入歳出予算の作成

第二十條 大蔵大臣は、毎会計年度、第十八條の閣議決定に基づいて、歳入予算明細書を作製しなければならない。

予算の作成

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣(以下各省各庁の長という)は、毎会計年度、第十八條の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

予算総則

第二十一條 大蔵大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府、法務府及び各省(以下各省各庁という)の予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

第二十二條 予算総則には、歳入歳出予算及び国庫債務負担行為に関する總括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第四條第一項但書の規定による公債又は借入金 の限度額
- 二 第四條第三項の規定による公共事業費の範囲
- 三 第五條但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金の借入の限度額
- 四 第七條第三項の規定による大蔵省証券の発行及び一時借入金 の借入の最高額
- 五 第十五條第二項の規定による国庫債務負担行為の限度額
- 六 前各号に掲げるものの外、予算の執行に関し必要な事項

部款項の区分

第二十三條 歳入歳出予算は、その収入又は支出に關係のある部局等の組織の線に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質、歳出にあつては、その目的に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分しなければならない。

予備費

第二十四條 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができる。

繰越使用

第二十五條 歳出予算のうち、経費の性質上年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、国会の承認を得ることができる。

国庫債務負担行為

第二十六條 国庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

予算の国会提出

第二十七條 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十二月中に、国会に提出するのを常例とする。

會計 財政法

予算添附書類

第二十八條 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入予算明細書
- 二 各省各庁の予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書
- 三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表
- 四 国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書
- 五 国債及び借入金金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書
- 六 国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書

八 国庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進捗状況等に関する調書

九 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類

追加予算の作成、修正の修

第二十九條 内閣は、予算作成後に生じた事由に基き必要避けることのできない経費若しくは国庫債務負担行為又は法律上若しくは契約上国の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り、予算作成の手續に準じ、追加予算を作成し、これを国会に提出することができる。

内閣は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて、既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、その修正を国会に提出することができる。

第三十條 内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

第三節 予算の執行

第三十一條 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算及び国庫債務負担行為を配賦する。

前項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。大蔵大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第三十二條 各省各庁の長は、歳出予算については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。

第三十三條 各省各庁の長は歳出予算の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することができる。

各省各庁の長は、各目の経費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。各省各庁の長は、前項の規定により大蔵大臣の指定する節以外の節の経費の金額については、各省各庁の

長限り、当該節相互の間において、彼此流用することができる。

大蔵大臣は、第一項但書又は第二項の規定に基く移用又は流用について承認をしたときは、その旨を当該各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

第一項但書、又は第二項の規定により移用又は流用した経費の金額については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

前五項に定めるものの外、歳出予算の経費の金額の移用及び流用に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

支出負担
行為又は
支拂の計
画

第三十四條 各省各庁の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて、政令の定めるところにより、国の支出の原因となる契約その他の行為（以下支出負担行為という。）に因る所要額については各省各庁ごとに、支出の所要額については支出担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行為又は支拂の計画に關する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大蔵大臣は、国庫金、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、適時に、支出負担行為又は支拂の計画の承認に關する方針を作製し、閣議の決定を経なければならぬ。

大蔵大臣は、第一項の支出負担行為又は支拂の計画について承認をしたときは、各省各庁の長及び会計検査院に通知するとともに、支拂計画はこれを日本銀行に通知しなければならない。

予備費の
管理及び
使用

第三十五條 予備費は、大蔵大臣が、これを管理する。

各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求め

なければならない。但し、予め閣議の決定を経て大蔵大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。

予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第一項の規定は、第十五條第二項の規定による国庫債務負担行為に、第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各庁の長が第十五條第二項の規定により国庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。

予備費支
弁の調書

第三十六條 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会後直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。

内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

大蔵大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。

第四章 決算

決算報告
書

第三十七條 各省各庁の長は、毎会計年度、大蔵大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に關する計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

歳入決算
明細書

大蔵大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。

決算の作
成

第三十八條 大蔵大臣は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。

歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

(一) 歳入

- 一 歳入予算額
- 二 徴收決定済額(徴收決定のない歳入については収納後に徴收済として整理した額)
- 三 収納済歳入額
- 四 不納欠損額
- 五 収納未済歳入額

(二) 歳出

- 一 歳出予算額
- 二 前年度繰越額
- 三 予備費使用額
- 四 流用等増減額
- 五 支出済歳出額
- 六 翌年度繰越額
- 七 不用額

会計検査院への決算送付の国

第三十九條 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び国の債務に関する計算書を添付して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

第四十條 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを

決算上の剰余金の繰り入れ

常例とする。
前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び国の債務に関する計算書を添附する。
第四十一條 毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第五章 雑則

経費の繰越使用の制限

第四十二條 毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算のうち、第二十五條の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

繰越使用の承認

第四十三條 各省各庁の長は、前條の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならない。

前項の承認があつたときは、当該経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第四十四條 国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

第四十五條 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

特別資金の特別会計における特別報告の財政状況

第四十六條 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。

前項に規定するものの外、内閣は、少くとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。
第四十七條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

施行期日

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十七條第一項、第十八條第二項、第十九條、第三十條、第三十一條、第三十五條並びに第三十六條の規定は、日本国憲法施行の日（昭和二十二年五月三日）から、これを施行し、第三條、第十條及び第三十四條の規定の施行の日は、政令でこれを定める。

昭和二十三年十月政令第二百十八号で、第三十四條の規定は同二十二年十月二十一日から、昭和二十三年四月政令第八十六号で、第三條の規定は同二十三年四月十六日から施行

第四條及び第五條の規定は、昭和二十三年度以後の会計年度の予算に計上される公債又は借入金について、第七條、第三章の規定（第十七條第一項、第十八條第二項、第十九條、第二十八條、第三十條、第三十一條並びに第三十四條乃至第三十六條の規定を除く。）及び第四章の規定は、昭和二十二年以後の会計年度の予算及び決算について、これを適用する。

予算配賦の経過措置

第一條ノ二 内閣は、当分の間、第三十一條第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、目に区分し難い項があるときは、同條第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目又は節の区分をしないで配賦することができる。

前項の規定により目又は節の区分をしないで配賦した場合においては、各省各庁の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、大蔵大臣の承認を経て、目又は節の区分をしなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定により目又は節の区分について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

読替規定

第二條 この法律中「国会」、「内閣」、「各省各庁」又は「政令」とあるのは、日本国憲法施行の日までは、これを夫々「帝國議會」、「政府」、「各省」又は「勅令」と読み替えるものとする。

日本国憲法施行の日までは、第二十條第二項中「衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）」とあるのは「各省大臣」、第二十一條中「衆議院、參議院、裁判所及び会計検査院並びに内閣及び各省（以下各省各庁という。）」とあるのは「各省」と読み替えるものとする。

予備費支出の経過規定

第三條 この法律施行前になした予備費の支出並びに昭和二十年度及び同二十一年度の決算に關しては、なお従前の例による。

予算外庫の負担となるべき契約の転換規定

第四條 従来予算外国庫の負担となるべき契約に關する件として帝國議會の協賛を経た事項は、日本国憲法施行後においては、国庫債務負担行為となるものとする。但し、此の場合においては、改正後の第十五條第三項の規定は、これを適用しない。

廃止規定

第五條 左に掲げる法令は、これを廃止する。
明治四十四年法律第二号（公共団体に対する工事補助費繰越使用に關する法律）

昭和二十五年配賦の特例

第六條 内閣は昭和二十五年年度の予算に限り、第三十一條第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、当該年度の予算に添附して国会に提出した予定経費要求書又は歳入歳出予算計算書に掲げた目を整理統合して定めた目の区分により配賦することができる。

財政制度
審議会の
設置

第七條 国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に財政制度審議会を置く。

- 2 審議会は、大蔵事務次官及び委員十二人以内で組織する。
- 3 大蔵事務次官は、審議会の会長として、会務を総理する。
- 4 審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識又は経験のある者のうちから大蔵大臣が任命する。
- 5 審議会の委員は、非常勤とする。

附則 (昭和二十四年法律第二十三号)

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、第二十三條及び附則第一條の二の改正規定は、昭和二十四年度の予算から適用する。

2 昭和二十三年度分の歳出予算の経費の金額の流用並びに同年度分の契約等の計画及び支拂計画に関しては、なお、従前の例による。

附則 (昭和二十四年五月法律第四百十五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年法律第六十号) (抄)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年年度の予算から適用する。(昭和二十五年三月三十一日公布)

附則 (昭和二十五年五月四日法律第四百一十一号) (抄)

この法律は、公布の日から施行する。

○會計法

(昭和二十二年三月三十一日法律第三十五号)

改正 昭和二十三年法律第七十九号、同二十四年法律第二十四号、同年法律第三百三十四号、同年法律第六十一号、同二十五年法律第一四七号

會計法目次

- 第一章 總則
- 第二章 收入
- 第三章 支出負擔行為及び支出
 - 第一節 總則
 - 第二節 支出負擔行為
 - 第三節 支出
 - 第四節 支拂
 - 第四章 契約
 - 第五章 時効
 - 第六章 国庫及び有価証券
 - 第七章 出納官吏
 - 第八章 雜則
- 第一章 總則

會計 會計法

出納整理
期間

第一條 一會計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、政令の定めるところにより、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

會計年度
所屬の区分
則

第二條 歳入及び歳出の會計年度所屬の区分については、政令でこれを定める。

第三條 各省各庁の長(財政法第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない。

第二章 收入

歳入の原

第三條 租税その他の歳入は、法令の定めるところにより、これを徴収又は収納しなければならない。

徴収事務の管

第四條 大蔵大臣は、歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理し、各省各庁の長は、その所掌の歳入の徴収及び収納に関する事務を管理する。

官歳入徴収

第五條 租税その他の歳入は、官吏(国会の職員を含む。以下同じ。)で、法令の定めるところにより、これを徴収する資格を有する者(以下歳入徴収官という。)でなければ、これを徴収することはできない。

知納入の告

第六條 歳入徴収官は、租税その他の歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

出納官吏
と収納事務

第七條 租税その他の歳入は、出納官吏でなければ、これを収納することができない。但し、出納員に収納の事務を分掌させる場合又は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。

出納官吏又は出納員は、租税その他の歳入の収納をしたときは、遅滞なく、その収納金を日本銀行に拂い込まなければならない。

徴収職務
と出納職務
の分立

第八條 歳入の徴収の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

過年度收
入の歳入
組入

第九條 出納の完結した年度に属する収入その他予算外の収入は、すべて現年度の歳入に組み入れなければならない。但し、支出済となつた歳出の返納金は、政令の定めるところにより、各々支拂つた歳出の金額に戻入することができる。

第三章 支出負担行為及び支出

第一節 総則

支出負担
行為及び
支出事務
の管理

第十條 各省各庁の長は、その所掌に係る支出負担行為(財政法第三十四條第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。)及び支出に関する事務を管理する。

第二節 支出負担行為

標準

第十一條 支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

金額の限

第十二條 各省各庁の長は、財政法第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて支出負担行為をなすには、同法第三十四條の規定により承認された支出負担行為の計画に定める金額を超えてはならない。

委任

第十三條 各省各庁の長は、他の官吏に委任して、支出負担行為をさせることができる。

認証

第十三條之二 各省各庁の長又は前條の規定により支出負担行為についてその委任を受けた官吏(以下支出負担行為担当官という。)は、政令の定めるところにより、各省各庁の長の指定する官吏(以下支出負担行為認証官という。)の認証を受けた後でなければ、支出負担行為をしてはならない。

支出負担行為担当官は、前項の規定により認証を受けようとするときは、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付してその認証を受けるものとする。

認証官の
指定

第十三條之三 各省各庁の長は、前條第一項の規定により支出負担行為認証官を指定しようとするときは、これを大蔵大臣に協議しなければならない。

認証に關する大臣の意見

第十三條の四 大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため必要があるときは、各省各庁の長に対し、支出負担行為の認証に關し必要な意見を表示することができる。

認証の職務と支出の職務の

第十三條の五 支出負担行為の認証の職務は、支出負担行為の職務と相兼ねることができない。但し必要がある場合には、政令で特例を設けることができる。

限額の制

第十四條 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第三十四條の規定により承認された支拂計画に定める金額を越えてはならない。

小切手・振出・振替・金庫の交付

第十五條 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて支出しようとするときは、現金の交付に代えて、日本銀行を支拂人とする小切手を振り出し、又は大蔵大臣の定めるところにより、国庫内の移換のため国庫金振替書(以下国庫金振替書という。)を日本銀行に交付しなければならない。

小切手の振出の制限

第十六條 各省各庁の長は、債権者のためでなければ小切手を振り出すことができない。但し、第十七條、第十九條乃至第二十一條の規定により、主任の官吏又は日本銀行に対し資金を交付する場合は、この限りではない。

資金の交付

第十七條 各省各庁の長は、交通通信の不便な地方で支拂う経費、庁中常用の雑費その他経費の性質上主任の官吏をして現金支拂をなさしめなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、当該官吏をして現金支拂をなさしめるため、政令の定めるところにより、必要な資金を交付することができる。

會計年度開始前の資金の交付

第十八條 各省各庁の長は、前條に規定する経費で政令で定めるものに充てる場合に限り必要已むを得ないとときは大蔵大臣の承認を経て、會計年度開始前、主任の官吏に対し同條の規定により資金を交付することができる。

国債の元利拂の資金の交付

第十九條 大蔵大臣は、日本銀行をして国債の元利拂の事務を取り扱わしめるため、必要な資金を日本銀行に交付することができる。

繰替使用の資金の交付

第二十條 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、現金支拂をなさしめるため、郵政官署その他の官署の当該官吏をしてその保管に係る歳入金、歳出金又は歳入歳出外現金を繰り替え使用せしめることができる。

隔地者支拂の資金の交付

第二十一條 各省各庁の長は、隔地者に支拂をしようとするときは、必要な資金を日本銀行に交付して支拂を当該官吏に交付することができる。

前金拂・概算拂

第二十二條 各省各庁の長は、運賃、備船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支拂をしなければならない事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金拂又は概算拂をすることができる。

渡切支給

第二十三條 各省各庁の長は、郵政官署その他特殊の経理を必要とする官署で政令で定めるものの事務費については、政令の定めるところにより、その全部又は一部を主任の官吏に渡切を以て支給することができる。

小切手振
出等の委
任

第二十四條 各省各庁の長は、他の官吏に委任してその所掌に属する歳出金を支出するため小切手を振り出さしめ又は国庫金振替書を発せしめることができる。

各省各庁の長は、前項の規定により、その所掌に属する歳出金の支出に関する事務を他の官吏に委任しよ

小切手等
の認証

うとするときは、これを大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十五條 各省各庁の長又は前條第一項の規定により支出についてその委任を受けた官吏（以下支出官とい

う。）は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の指定する官吏（以下小切手等認証官という。）の認証を受け

た後でなければ、小切手又は国庫金振替書を、債権者、出納官吏又は日本銀行に交付してはならない。

支出官は、前項の規定により認証を受けようとするときは、小切手又は国庫金振替書を小切手等認証官に

送付してその認証を受けるものとする。

第二十五條の二 小切手又は国庫金振替書の認証の職務は、歳出の支出の職務と相兼ねることはできない。

第二十六條 歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。

第二十七條 過年度に属する経費は、現年度の歳出の金額からこれを支出しなければならない。但し、財政法

第三十五條第三項但書の規定により大蔵大臣の指定する経費の外、その経費所属年度の毎項金額中不用とな

つた金額を超過してはならない。

第四節 支拂

第二十八條 日本銀行は、支出官の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日附か

ら十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支拂をしなければなら

ない。

日本銀行は、第二十一條の規定により、資金の交付を受けた場合においては、支出官がその資金の交付の

ために振り出した小切手の振出日附から一年を経過した後は、債権者又は出納官吏に対し支拂をすることが

できない。

第四章 契約

第二十九條 各省各庁において、売買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争

に付さなければならない。但し、各省各庁の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定め

る場合においては、大蔵大臣に協議して、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第五章 時効

第三十條 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、五年間これを行わ

ないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様

とする。

第三十一條 金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項に関し、適用す

べき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするも

のについても、また同様とする。

現金・有
価証券
の制限
管の制
日銀の
庫金の
出納

會計 會計法

事務の有価証券の取扱日本銀行の検査

前項の規定により日本銀行において受け入れた国庫金は、政令の定めるところにより、国の預金とする。

日銀の賠償責任

第三十五條 国は、その所有又は保管に係る有価証券の取扱を日本銀行に命ずることができる。

日本銀行の検査

第三十六條 日本銀行は、その取り扱つた国庫金の出納、国債の発行による収入金の收支、第十九條又は第二十一條の規定により交付を受けた資金の收支及び前條の規定により取り扱つた有価証券の受拂に關して、會計検査院の検査を受けなければならない。

出納官吏の職務・分任

第三十七條 日本銀行が、国のために取り扱う現金又は有価証券の出納保管に關し、国に損害を與えた場合の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

事務の分掌

第三十八條 出納官吏とは、現金又は物品の出納保管を掌る官吏をいう。

出納員

第三十九條 出納官吏は、各省各庁の長又はその委任を受けた官吏が、これを命ずる。

弁償責任

第四十條 各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定める所により、各省各庁の事務員をして現金又は物品の出納保管を分掌せしめることができる。

第四十一條 出納官吏が、その保管に係る現金又は物品を亡失毀損した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、弁償の責を免れることができない。但し、各省各庁の長の定めた規程により各省各庁の職員の使用に供した物品の亡失毀損について、合規の監督を怠らなかつたことを証明した場合は、その責に任じない。

出納官吏は、單に自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることができない。但し、代理出納官吏、分任出納官吏又は出納員の行為については、この限りでない。

現金、物品の亡失毀損の通知・弁償命令

第四十二條 各省各庁の長は、出納官吏がその保管に係る現金又は物品について、これを亡失毀損したときは、遅滞なく、これを大蔵大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

第四十三條 各省各庁の長は、出納官吏の保管に係る現金又は物品の亡失毀損があつた場合においては、會計検査院の検定前においても、その出納官吏に対して弁償を命ずることができる。

前項の場合において、會計検査院が出納官吏に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

代理出納官吏等の責任

第四十四條 代理出納官吏、分任出納官吏及び出納員は、その行為については、自らその責に任ずる。

出納規定

第四十五條 出納官吏に關する規定は出納員について、これを準用する。

大蔵大臣の監督

第八章 雜則

第四十六條 大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため、各省各庁に対して、收支の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況について実地監査を行い、又は必要に應じ、閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができる。

大蔵大臣の監督

会計機関の報告書の作成等

第四十七條 大蔵省、歳入徴收官、各省各庁の長、支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、支出官、小切手等認証官、出納官吏及び出納員並びに日本銀行は、政令の定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを大蔵省又は会計検査院に送付しなければならない。
出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令の定めるところにより、その出納した歳入金又は歳出金について、歳入徴收官又は支出官に報告しなければならない。

国の会計事務の委任

第四十八條 国は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、第十三條の二の規定による認証、第二十五條の規定による認証及び物品に関する事務を、都道府県又は特別市の吏員をして取り扱わしめることができる。

国庫金の拂出と小切手の振出

前項の規定により、歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、第十三條の二の規定による認証、第二十五條の規定による認証及び物品に関する事務を取り扱う特別調達庁の役職員又は都道府県若しくは特別市の吏員については、この法律及びその他の会計に関する法令中、当該事務の取扱に関する規定を準用する。
第四十九條 第十五條の規定は、各省各庁の長又はその委任を受けた官吏が、歳出金の支出によらない国庫金の拂出をする場合について、これを準用する。

施行令

第五十條 この法律施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

施行期日

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第七章及び第四十八條の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行し、第十二條、第十四條及び第二十五條の規定並びにこの法律中国庫金振替書に関する規定施行の日は、各規定について、政令でこれを定める。

第二條 この法律中「政令」とあるのは、日本国憲法施行の日まで、はこれを勅令と読み替えるものとする。

第三條 従前の第一條又は第六條の規定は、昭和二十一年度に属する歳入歳出の出纳に関する事務の完結並びに同年度に属する大蔵省証券の発行、借入金の借入及びこれらの償還に關しては、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

第四條 従前の第三十五條乃至第三十七條の規定は、日本国憲法施行の日まで、なお、その効力を有する。

第五條 昭和二十年度歳入歳出の決算については、次の会期において国会に提出することができる。

会計制度調査会

第六條 国の会計経理に關する事項を調査審議しその結果に基いて会計経理に關する必要な改善措置を内閣に建議させるため、臨時に内閣に会計制度調査会を設置する。

調査会は、会長一人及び委員六人以内で、これを組織する。

会長は大蔵次官を以てこれに充て、委員は会計検査院の官吏の中から一人、各省の官吏の中から二人及び

学識経験のある者の中から三人以内を内閣において命ずる。

調査会の事務を整理するため、調査会に、書記若干人を置く。

調査会は各省各庁に対し、その会計経理に關する資料の提出を求め又は報告をさせることができる。

内閣は、第一項の規定により調査会の建議を受けたときは、その建議に基いて、必要な法律案を国会に提出するものとする。この場合においては、調査会の建議に關する文書を参考として添附しなければならない。

調査会の廃止を必要とすることとなつた場合に関し、必要な事項は、法律でこれを定める。

前各項(第六項を除く。)に定めるものの外、調査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則 (昭和二十三年法律第七十九号)

この法律は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月一日公布)

会計 小切手又は国庫金振替書の認証を停止する省令

四三四

この法律施行前、都道府県の吏員において取り扱った国の歳入歳出外現金、会計法第二十五條の規定による認証及び物品に関する事務については会計法及びその他の会計に関する法令中当該事務の取扱に関する規定の準用があるものとする。

附 則 (昭和二十四年法律第二十四号)

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、昭和二十三年度分に関する契約等及び支出に關しては、なお、従前の例による。

2 会計法第一條に規定する会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務を完結すべき期限は、当分の間、翌年八月三十一日までに繰り延べることができる。

3 大蔵大臣は、会計法第二十五條の規定にかかわらず、昭和二十四年度中において小切手又は国庫金振替書の認証を大蔵省令で定める日限り停止することができる。

附 則 (昭和二十四年五月三十一日法律第百三十四号) 抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年五月三十一日法律第百六十一号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十五年法律第百四十七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

○小切手又は国庫金振替書の認証を停止する省令

(昭和二十四年大蔵省令第八四号)

会計法第二十五條の規定に基づく小切手又は国庫金振替書の認証は会計法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二十四号)附則第三項の規定により、昭和二十四年九月十五日限り停止する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。(昭和二十四年九月六日公布)

○予算決算及び会計令 (昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)

改正 昭和二十二年政令第二二〇号、同二十二年政令第二八一号、同二十二年政令第三一五号、同二十二年政令第一四一号、同年二十三年政令第一四六号、同二十三年政令第二九七号、同二十三年政令第三三四号、同二十四年政令第六九号、同二十四年政令第八一号、同二十四年政令第一二七号、同二十四年政令第一四九号、同二十四年政令第一七九号、同二十四年政令第三五六号、同二十五年政令第六二号、同二十五年政令第九九号、同二十五年政令第一四九号

予算決算及び会計令目次

第一章 総 則

第一節 会計年度所屬区分

第二節 出納整理期限

第二章 予 算

第一節 予算の作成

第二節 予算の執行

会計 予算決算及び会計令

四三五

會計 予算決算及び会計令

- 第三節 支出負担行為の計画
- 第四節 支拂計画
- 第三章 決算
- 第四章 予算繰越
- 第五章 収入
- 第一節 徴収
- 第二節 収納
- 第三節 返納金の戻入
- 第四節 報告
- 第六章 支出負担行為及び支出
- 第一節 支出負担行為
- 第二節 支出負担行為の認証
- 第三節 支出総則
- 第四節 小切手等の振出
- 第五節 支出の特例
- 第六節 支拂
- 第七節 報告
- 第七章 契約
- 第一節 総則

歳入の會計年度所屬区分

- 第一節 會計年度所屬区分
- 第一條 歳入の會計年度所屬は、左の区分による。
 - 一 納期の一定してゐる収入はその納期末日の属する年度
 - 二 随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度

予算決算及び会計令

第一章 総則

第一節 會計年度所屬区分

- 第一條 歳入の會計年度所屬は、左の区分による。
 - 一 納期の一定してゐる収入はその納期末日の属する年度
 - 二 随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度

第二節 一般競争契約

第三節 指名競争契約

第四節 随意契約

第八章 国庫金及有価証券

第一節 保管金及び有価証券

第二節 国庫金の出納

第三節 日本銀行の計算報告及び出納証明

第九章 出納官吏

第一節 総則

第二節 責任

第三節 検査及び証明

第十章 帳簿

第十一章 雜則

歳出の會計年度所屬区分

- 三 随時の収入で納入告知書を発しないものは領收した日の属する年度
 - 四 課税標準の申告をなすべき租税収入で納期の一定していないものはその申告をした日の属する年度
- 前項第一号の収入で納入告知書を発すべきものについて、納期所屬の會計年度において納入告知書を発しなかつたときは、当該収入は納入告知書を発した日の属する會計年度の歳入に組み入れるものとする。

第二條

歳出の會計年度所屬は、左の区分による。

- 一 国債の元利、年金、恩給の類は支拂期日の属する年度
- 二 諸拂戻金、欠損補填金、償還金の類はその決定をした日の属する年度
- 三 給與、旅費、手数料の類はその支給すべき事実の生じた時の属する年度
- 四 使用料、保管料、電燈電力料の類はその支拂の原因たる事実の存した期間の属する年度
- 五 工事製造費、物件の購入代価、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後交付するものはその支拂をなすべき日の属する年度
- 六 前各号に該当しない費用で繰替拂をしたものはその繰替拂をした日の属する年度、その他のものは小切手を振り出し又は国庫金振替書を発した日の属する年度

第二節 出納整理期限

收納期限

第三條

出納官吏又は出納員において毎會計年度所屬の歳入金を受納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

支出期限

第四條

支出官において毎會計年度に属する経費を精算して支出するのは、翌年度の四月三十日限りとする。但し、国庫内における移換のためにする支出又は會計法第二十條第一項の規定により歳出金に繰替使用した現金の補填のためにする支出については、翌年度の五月三十一日まで、小切手を振出し又は国庫金振替書を

発することができる。

支拂期限

第五條

出納官吏又は出納員において毎會計年度所屬の歳出金を支拂うのは、翌年度の四月三十日限りとする。

戻入期限

第六條

會計法第九條但書の規定により支出済となつた歳出金の返納金を、支拂つた歳出の金額に戻入するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

日本銀行の受入及び支拂期限

第七條

日本銀行において毎會計年度所屬の歳入金を受け入れるのは、翌年度の四月三十日限りとする。但し、左に掲げる場合においては、翌年度の五月三十一日まで、これが受入をすることができる。

- 一 出納官吏からその收納した歳入金の拂込があつたとき
 - 二 市町村又はこれに準ずべきものからその領收した歳入金の送付があつたとき
 - 三 国庫内において移換による歳入金の受入をするとき
- 日本銀行において毎會計年度所屬の歳出金を支拂うのは、翌年度の五月三十一日限りとする。

第二章 予算

第一節 予算の作成

歳入歳出等の見積書類

第八條

財政法第十七條第一項の規定により、内閣に送付すべき書類は、大蔵大臣の定めるところにより作製し、前年度の八月三十一日までに、これを内閣に送付しなければならない。

内閣は、前項の書類の送付を受けたときは、これを遅滞なく大蔵大臣に回付しなければならない。財政法第十七條第二項の規定により、大蔵大臣に送付すべき書類は、大蔵大臣の定めるところにより作製し、前年度の八月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

概算決定

第九條

大蔵大臣は、財政法第十八條第一項の規定により歳入、歳出及び国庫債務負担行為の概算について閣

會計 予算決算及び会計令

会計 予算決算及び会計令

の通知

歳入予算
明細書

議の決定を経たときは、これを各省各庁の長に通知しなければならない。

第十條 財政法第二十條第一項の規定による歳入予算明細書は、部局等毎に歳入の金額を分ち、部局等の中に於いてはこれを部款項に区分し、更に、各項の金額を各目に区分し見積の事由及び計算の基くところを示さなければならない。

予算経費
要求書

第十一條 財政法第二十條第二項の規定による予算経費要求書は、部局等ごとに歳出の金額を分ち、部局等のうちにおいては、これを事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

国庫債務
負担行為
要求書

財政法第二十條第二項の規定による国庫債務負担行為要求書は、国庫債務負担行為について部局等ごとの区分を設け、更に事項ごとにその必要の理由を明らかにし、且つ行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。予算経費要求書及び国庫債務負担行為要求書は、前年度の十月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

予算経費
要求書の
区分

第十二條 各省各庁の長は、大蔵大臣の定めるところにより、前條第一項の規定による予算経費要求書の部局等の区分に従い、当該部局等の経費の金額を各目に区分し、必要に応じ、更に、各目の金額を細分し、且つ、これらの計算の基くところを示す明細書を作製し、予算が国会に提出された後、直ちにこれを大蔵大臣に送付しなければならない。

予算経費
要求書の
説明書

第十三條 予算経費要求書には、各省各庁の所掌する経費全体に関する説明を附さなければならない。

予算等の
区分の権
限

第十四條 歳入歳出予算及び国庫債務負担行為の部局等の区分並に歳入歳出予算の部款項の区分は、大蔵大臣がこれを定める。

繰越使用
の明示

第十五條 各省各庁の長は、財政法第二十五條の規定により、歳出予算のうち、翌年度に繰り越して使用する必要があるものについては、その旨を予算経費要求書の中に明示しなければならない。

第二節 予算の執行

実施予算
等の作製
送付

第十六條 大蔵大臣は、予算が成立したときは、直ちに、国会の議決したところに従い、各省各庁の長の執行すべき歳入歳出予算及び国庫債務負担行為を作製し、これを内閣に送付しなければならない。

歳出予算
の移用及
び流用の
承認

第十七條 各省各庁の長は、財政法第三十三條第一項但書又は第二項の規定に基く移用又は流用について大蔵大臣の承認を受けようとするときは、移用又は流用を必要とする理由、科目及び金額を明らかにした書類を大蔵大臣に送付しなければならない。

緊急債務
負担行為

第十八條 財政法第十五條第二項の規定によりなした国庫債務負担行為については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会后、直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の調書に基いて国庫債務負担行為の総調書を作製して、国会に報告する手続をしなければならない。

第三節 支出負担行為の計画

支出負担
行為の計
画

第十八條の二 各省各庁の長は、その執行の責に任ずべきものとして内閣から配賦された歳出予算又は国庫債務負担行為に基くすべての支出負担行為について、会計の区分に従い、財政法第三十四條第一項に規定する支出負担行為の計画を定めなければならない。

前項の支出負担行為の計画は、毎四半期（大蔵大臣がこれよりも短い期間を指定したときは、その期間と

会計 予算決算及び会計令

する。以下支出負担行為計画期間という。)における支出負担行為の所要額について、歳出予算に基づく支出負担行為の計画に関するものは歳出予算に定める部局等並びに部、款、項及び目の区分を、国庫債務負担行為に基づく支出負担行為の計画に関するものは予算に定める部局等及び事項の区分を明らかにしなければならない。

計画表の作製送付

第十八條の三 各省各庁の長は、大蔵大臣の定めるところにより支出負担行為計画表を作製し、大蔵大臣の定める期限までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

計画の審査承認

第十八條の四 大蔵大臣は、前條の規定により各省各庁の長から支出負担行為計画表の送付を受けたときは、その支出負担行為計画が法令又は予算に違反することがないか、財政法第三十四條第二項の規定により閣議の決定を経た方針に従っているかどうか等、計画の適否につき審査した上、これを承認しなければならない。

計画の変更の承認

第十八條の五 各省各庁の長は、大蔵大臣の承認を経た支出負担行為の計画について変更を要するときは、その事由を明らかにし、大蔵大臣の承認を求めなければならない。

前條の規定は、前項の承認について、これを準用する。

承認又は変更承認の取消

第十八條の六 大蔵大臣は、前二條の規定により支出負担行為の計画の承認又は計画の変更の承認をする場合において、当該計画が実情に沿わないことが明らかになった場合等、その承認を取消することができる旨の條件を附することができる。

取消通知

第十八條の七 大蔵大臣は、第十八條の五の規定により変更を承認したとき又は前條の規定により附した條件に基づいて承認を取消したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

計画期間内の負担未済分

第十八條の八 各支出負担行為計画期間(各会計年度の最終の支出負担行為計画期間を除く。)について大蔵大臣の承認を経た支出負担行為の計画(変更の承認を経た計画を含む。)のうちで当該支出負担行為計画期間内

に負担済とならなかつた部分は、次の支出負担行為計画期間について大蔵大臣の承認のあつた支出負担行為の計画の一部となるものとする。

第四節 支拂計画

支拂計画

第十八條の九 各省各庁の長は、その執行の責に任ずべきものとして内閣から配賦された歳出予算に基づくべき支出について、会計の区分に従い支出官ごとに、財政法第三十四條第一項に規定する支拂計画を定めなければならない。

前項の支拂計画は、毎四半期(大蔵大臣がこれよりも短い期間を指定したときは、その期間とする。以下支拂計画期間という。)における当該支出官の支出の所要額について、歳出予算に定める部局等及び部款項の区分を明らかにしなければならない。

計画表の作製送付

第十八條の十 各省各庁の長は、大蔵大臣の定めるところにより支拂計画表を作製し、大蔵大臣の定める期限までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項の支拂計画表は、支拂計画期間を一括送付しなければならない。

計画の審査承認

第十八條の十一 大蔵大臣は、前條の規定により各省各庁の長から支拂計画表の送付を受けたときはその支拂計画が法令又は予算に違反することがないか、財政法第三十四條第二項の規定により閣議の決定を経た方針に従っているかどうか等、計画の適否につき審査した上、これを承認しなければならない。

計画変更の承認

第十八條の十二 各省各庁の長は、大蔵大臣の承認を経た支拂計画について変更を要するときは、その事由を明らかにし、大蔵大臣の承認を求めなければならない。

前條の規定は、前項の承認について、これを準用する。

承認又は

第十八條の十三 大蔵大臣は、前二條の規定により支拂計画の承認又は支拂計画の変更の承認をする場合に

会計 予算決算及び会計令

四四四

変更承認の取消

いて、当該計画が実情に沿わないことが明らかになつた場合等、その承認を取消す必要が生じたときは、これを取り消すことができる旨の條件を附することができる。

取消の通知

第十八條の十四 大蔵大臣は、第十八條の十二の規定により変更を承認したとき又は前條の規定により附した條件に基づいて承認を取り消したときは、これを各省各庁の長、会計検査院及び日本銀行に通知しなければならない。

支拂計画の期間内支拂未済

第十八條の十五 各支拂計画期間(各会計年度の最終の支拂計画期間を除く。)について大蔵大臣の承認を経た支拂計画(変更の承認を経た計画を含む。)のうちで当該支拂計画期間内に支出済とならなかつた部分は、次の支拂計画期間について大蔵大臣の承認のあつた支拂計画の一部となるものとする。

各会計年度の最終の支拂計画期間は、当該会計年度に属する経費の精算支出に関しては、当該会計年度の出納整理期限までの期間を含むものとする。

日銀に通拂する支拂計画

第十八條の十六 財政法第三十四條第三項の規定により大蔵大臣が日本銀行に通知する支拂計画には部及び款を省略することができる。

第三章 決算

剰余金の計算

第十九條 財政法第六條に規定する剰余金は、当該年度において新に生じた剰余金から当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除してこれを計算する。

決算報告書の送付期限

第二十條 財政法第三十七條第一項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書は、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

歳入徴収額計算書の送付

第二十一條 歳入徴収官は、会計検査院に証明のため、歳入徴収額計算書を作製し、証拠書類を添え、当該歳入に関する事務を管理する各省各庁の長に送付し、各省各庁の長は、これを会計検査院に送付しなければならない。

付

らない。

支出計算書の送付

第二十二條 支出官は、会計検査院に証明のため、支出計算書を作製し、証拠書類を添え、当該支出に関する事務を管理する各省各庁の長に送付し、各省各庁の長は、これを会計検査院に送付しなければならない。

受任官吏による送付

第二十三條 前二條に規定する計算書は、各省各庁の長から特に委任を受けた官吏をして、直ちに、これを会計検査院に送付せしめることができる。

第四章 予算繰越

繰越計算書

第二十四條 財政法第四十三條第一項の規定により、繰越についての歳入の承認を経るため繰越計算書を送付するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

繰越計算書は、財政法第三十一條第一項の規定により配賦された歳出予算と同一の区分により作製し、且つ、これに左の事項を示さなければならない。

- 一 繰越を必要とする項の経費の金額
- 二 前号の経費の金額のうち支出済となつた額及び当該年度所屬として支出すべき額
- 三 第一号の経費の金額のうち翌年度に繰越を必要とする額
- 四 第一号の経費の金額のうち不用となるべき額

事故繰越の添附書類

第二十五條 財政法第四十二條但書の規定により、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額について繰越をする場合は、繰越計算書に契約書の写その他の参照書類を添付しなければならない。

第五章 収入

第一節 徴収

会計 予算決算及び会計令

四四五

歳入徴收官

第二十六條 歳入徴收官は、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、各省各庁の長の指定する各庁の長（衆議院、参議院及び会計検査院における事務総局長並びに最高裁判所の事務局の長を含む。以下本項中同じ。）を以てこれに充てる。但し、各省各庁の長が必要があると認めるときは、大蔵大臣に協議して各庁の長以外の官吏を歳入徴收官に指定することができる。

各省各庁の長は、必要があると認めるときは、歳入徴收官以外の官吏をして歳入徴收官の事務の一部を分掌せしめることができる。

各省各庁の長は、前二項の規定により歳入徴收官及び歳入徴收官の事務の一部を分掌する官吏を置いたときは、その旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

歳出返納金の歳入組入

第二十七條 支出済となつた歳出の返納金を歳入に組み入れる場合においては、当該経費を支出した支出官が歳入徴收官としての徴收の手續をしなければならない。

在外公館において、支出済となつた歳出の返納金を歳入に組み入れる場合においては、前項の規定にかかわらず、歳入徴收官が徴收の手續をすることができる。

歳入の調査

第二十八條 歳入徴收官は、租税その他の歳入を調査決定しようとするときは、当該歳入について法令に違反してないか、所属年度及び歳入科目を誤ることがないかを調査しなければならない。

納入の告知

第二十九條 会計法第六條の規定による納入の告知は、債務者に対し歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面を以てこれをしなければならない。但し、出納官吏又は出納員に即納せしめる場合は、口頭を以てこれをなすことができる。

現金出納職務との兼務

第三十條 会計法第八條但書の規定により、税務署長、税関支署長、税関出張所長、税関支署出張所長、営林署長及び在外公館の長については、歳入徴收の職務と現金出納の職務とを相兼ねしめることができるものと

する。

第二節 収納

出納官吏等の収納手續

第三十一條 出納官吏又は出納員は、租税その他の歳入金の収納をしたときは、領收証書を納入者に交付しなければならない。この場合においては、出納官吏は、収納済の旨を歳入徴收官に報告しなければならない。

目銀等の収納手續

第三十二條 日本銀行において、歳入金を収納し又は歳入金の拂込を受けたときは、領收証書を納入者又は拂込者に交付し領收済の旨を歳入徴收官に報告しなければならない。

日本銀行において、国庫金振替書により歳入金に移換の請求を受けたときは、振替済書を請求者に交付し、振替済の旨を歳入徴收官に報告しなければならない。

第三節 返納金の戻入

返納金の戻入

第三十三條 支出済となつた歳出の返納金はその支拂つた歳出の金額に、これを戻入することができる。但し、重大な過失に因り誤拂過渡となつた金額についてはこの限りでない。

支出官の戻入手續

第三十四條 支出官は、前條の規定により支拂つた歳出の金額に戻入しようとするときは、返納者をしてその金額を返納せしめなければならない。

日本銀行の戻入手續

第三十五條 日本銀行において、前條の返納金を領收したときは、これに相当する金額について支拂計画の金額に戻入の記帳をなし、その旨を支出官に通知しなければならない。

第四節 報告

徴收済額報告書

第三十六條 歳入徴收官は、毎月、徴收済額報告書を作製し、参照書類を添え、その翌月十五日までに、これを当該歳入に関する事務を管理する各省各庁の長に送付しなければならない。

在外公館の歳入徴收官は、前項の規定にかかわらず、四半期ごとに徴收済額報告書を作製し、参照書類を

徴收総報告書

添え、当該四半期経過後十日以内に、外務大臣あてに發送することができる。
第三十七條 各省各庁の長は、徴收済額報告書により、毎月、徴收総報告書を作製し、参照書類を添え、その月中にこれを大蔵大臣に送付しなければならない。

第六章 支出負担行為及び支出

第一節 支出負担行為

支出負担行為の委任代理

第三十八條 各省各庁の長は、会計法第十三條の規定により他の官吏に支出負担行為の事務を委任したとき又は第三十八條の二の規定により臨時に他の官吏をして支出負担行為担当官の事務を代理せしめたときは、その旨を支出負担行為認証官、支出官、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

担当官の臨時代理

第三十八條の二 支出負担行為担当官に事故があるときは、各省各庁の長は、臨時に他の官吏をしてその事務を代理せしめることができる。

計画の示達

第三十九條 各省各庁の長は、支出負担行為担当官をして支出負担行為を行わしめようとするときは財政法第三十四條第一項の規定により大蔵大臣の承認を経た支出負担行為の計画に基いて、大蔵大臣の定めるところにより、支出負担行為担当官ごとに支出負担行為の計画を定め支出負担行為計画期間分を一括して、大蔵大臣の定める期限内に、当該支出負担行為担当官に示達しなければならない。

前項の規定は、第十八條の五の規定により大蔵大臣の承認を経て変更した支出負担行為担当官に支出負担行為の計画を示達する場合に、これを準用する。この場合において、「支出負担行為計画期間分を一括して、大蔵大臣の定める期限内に、」とあるのは、「大蔵大臣の定める期限内に、」と読み替へるものとする。

各省各庁の長は、大蔵大臣から第十八條の七の規定による承認の取消の通知を受けたときは、その通知に従い、前二項の規定により示達した支出負担行為の計画について、直ちにその取消の示達をしなければならない。

ない。

各省各庁の長は、第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定により支出負担行為担当官に示達した支出負担行為の計画を財政法第三十四條第一項の規定により大蔵大臣の承認を経た支出負担行為の計画の額又は、第十八條の五の規定により大蔵大臣の承認を経て変更した支出負担行為の額の範囲内において変更し、又は第十八條の七の規定による承認の取消に基かないで取り消そうとするときは、その示達した支出負担行為の計画について、その変更又は取消の示達をしなければならない。

各省各庁の長は、第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定により支出負担行為の計画を示達したとき、第三項の規定により支出負担行為の計画の取消を示達したとき又は前項の規定により支出負担行為の計画の変更若しくは取消の示達をしたときは、これを支出負担行為認証官及び会計検査院に通知しなければならない。

支出負担行為の実行

第三十九條の二 支出負担行為担当官は、支出負担行為をなすには、支出負担行為認証官の認証を受けた金額をこえてはならない。

第二節 支出負担行為の認証

書類の送付

第三十九條の三 支出負担行為担当官は、左の各号に掲げる場合においては、会計法第十三條の二の規定による認証を受けるため、当該各号に掲げる書類に關係書類を添え、これを支出負担行為認証官に送付しなければならない。

- 一 支出負担行為をしようとする場合には、当該支出負担行為の内容を示す書類
- 二 支出負担行為認証官の認証を受けた支出負担行為を変更し又は取りやめようとする場合には、変更後の支出負担行為の内容を示す書類又は当該支出負担行為の取りやめを示す書類

会計 予算決算及び会計令

三 支出負担行為認証官の認証を受けて支出負担行為をした後当該支出負担行為を変更し又は取り消そうとする場合には、変更後の支出負担行為の内容を示す書類又は当該支出負担行為の取消を示す書類

認 証 第三十九條の四 支出負担行為認証官は、認証のため前條の書類の送付を受けたときは、その支出負担行為が法令又は予算に違反することがないか、金額の算定に誤がないか、支出負担行為の計画に従つて行つてゐるか、その他予算の執行上適正かどうかを審査した上、認証すべきものと認めたときは、遅滞なく、認証する旨の表示をなし、記名して印をおさなければならない。

支出負担行為認証官は、前項の規定による審査の結果認証することを不適当と認めるときは、認証を拒否し、且つ、その重要なものについては、直ちにこれを各省各庁の長に報告しなければならない。

認 証 官 第三十九條の五 各省各庁の長は、各支出負担行為担当官について、その支出負担行為を認証すべき支出負担行為認証官を定め、当該支出、負担行為認証官の官職、氏名及び所在地を当該支出負担行為担当官、支出官、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

認証官の臨時代理 第三十九條の六 支出負担行為認証官に事故があるときは、各省各庁の長は、臨時に他の官吏をしてその事務を代理せしめることができる。

同 各省各庁の長は、前項の規定により臨時に他の官吏をして支出負担行為認証官の事務を代理せしめようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

同 第三十九條の七 各省各庁の長は、前條の規定により臨時に他の官吏をして、支出負担行為認証官の事務を代理せしめたときは、その旨を支出負担行為担当官、支出官、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

他との兼 第三十九條の八 会計法第十三條の五の規定により支出負担行為の認証の職務と支出負担行為の職務と相兼ね

職

ることができる場合は、職員が僅少であつて、事務の分掌が極めて困難な場合に限る。

同 各省各庁の長は、前項の規定により支出負担行為の認証の職務と支出負担行為の職務と相兼ねしめようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

認証官の臨時代理 第三十九條の九 各省各庁の長は、会計法第十三條の二第一項の規定による支出負担行為認証官又は第三十九條の六第一項の規定による支出負担行為認証官の代理官を指定するには、特別の必要がある場合を除き、当該支出負担行為認証官の認証すべき支出負担行為に係る経費を支出する支出官又はその代理官の職にある者を指定しなければならない。

同

第三十九條の十 前條の規定により支出負担行為認証官及び支出官が同一人に指定された場合においては、第三十八條の規定による各省各庁の長の支出負担行為認証官及び支出官に対する通知は、支出官に対する通知のみにとどめ、第三十九條の五、第三十九條の七及び第四十條の規定による各省各庁の長の支出負担行為認証官若しくは支出官に対する通知又は第四十一條の二第三項の規定による支出官の支出負担行為認証官に対する通知は、これを省略することができる。

第三節 支出総則

支出事務 第四十條 各省各庁の長は、会計法第二十四條の規定により他の官吏に歳出の支出の事務を委任したとき又は委任した官吏の職務代理として支出官の事務を代理せしめたときは、その旨を支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

支出計画の示達 第四十一條 各省各庁の長は、支出官をして歳出を支出せしめようとするときは、財政法第三十四條第一項の規定に基づいて大蔵大臣の承認を経た支拂計画を、支拂計画期間を一括して、大蔵大臣の定める期限内に、当該支出官に示達しなければならない。

前項の規定は、第十八條の十二の規定により大蔵大臣の承認を経て変更した支拂計画について、これを準用する。

各省各庁の長は、第十八條の十四の規定による承認の取消の通知を受けたときは、その通知に従い、前二項の規定により示達した支拂計画について、直ちにその取消の示達をしなければならない。

歳出の支出
第四十一條の二 支出官は、歳出を支出するには、前條の規定により示達された計画の金額をこえてはならない。

支出官は、前項の金額の範囲内であつても、支出負担行為の認証を受け、且つ、第三百三十四條又は第三百三十四條の二に規定する支出負担行為の認証又は支出負担行為の認証及び支出簿に登記されたものでなければ支出することはできない。

支出官は、歳出を支出したときは、直ちにこれを支出負担行為の認証官に通知しなければならない。

支出官の臨時代理
第四十二條 支出官に事故があるときは、各省各庁の長は、臨時に他の官吏をしてその事務を代理せしめることができ、

各省各庁の長は、前項の規定により臨時に他の官吏をして支出官の事務を代理せしめようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

小切手法との関係
第四十三條 本章の規定は、小切手法の適用を妨げない。

第四節 小切手等の振出

小切手振出前の調
第四十四條 支出官は、小切手の振出前、その経費に係る支出負担行為は、支出負担行為の認証官の認証を受けているか、第三百三十四條又は第三百三十四條の二に規定する支出負担行為の認証又は支出負担行為の認証及び支出簿に登記されているかを調査し、当該経費の金額を算定し、且つ、当該経費は、示達を受けた支拂計画の

小切手の記載

金額を超過することがないか、所属年度及び歳出科目を誤ることがないかを調査しなければならない。
第四十五條 支出官は、その振り出す小切手に受取人の氏名、金額、年度、部局等及び項、番号その他必要な事項を記載しなければならない。但し、受取人の氏名の記載は、大蔵大臣の特に定める場合を除く外、その記載を省略することができる。

小切手の振出
第四十六條 小切手は、部局等の各項目ごとに、これを振り出さなければならない。

国庫金振替書に準用
第四十七條 第四十四條、第四十五條本文及び前條の規定は、支出官が、国庫金振替書を発する場合に、これを準用する。

小切手の様式
第四十八條 支出官の振出す小切手は、これを第四十五條但書の場合には持参人拂式、大蔵大臣の特に定める場合は記名式、その他の場合は記名式持参人拂とする。

隔地債権者への支拂
第四十九條 支出官は、隔地の債権者に支拂をなす必要があるときは、支拂場所を指定し、日本銀行に必要な資金を交付し送金の手続をなさしめ、その旨を債権者に通知しなければならない。

隔地出納官吏への資金交付
第五十條 支出官は、小切手を振出したときは、その都度、これを日本銀行に通知しなければならない。

第五節 支出の特例

資金前渡
第五十一條 会計法第十七條の規定により主任の官吏をして現金支拂をなさしめるため、その資金を当該官吏に前渡することができるのは、左に掲げる経費に限る。

- 一 船舶に属する経費
- 二 外国で支拂う経費
- 三 交通通信の不便な地方で支拂う経費

会計 予算決算及び会計令

- 四 庁中常用の雑費及び旅費、但し、当該経費に充てる資金を主任の官吏において手持することができる金額は、二十万円を限度とする。
 - 五 場所の一定しない事務所の経費
 - 六 支出官の設置のない官署又は事務所の職員に支給する給与
 - 六の二 法令の規定に基いて行う試験に要する経費
 - 七 各庁直営の工事、製造又は造林に必要な経費、但し当該経費に充てる資金を主任の官吏において手持することができる金額は百万円を限度とする。
 - 八 諸拂戻金
 - 九 刑務所作業賞與金及び少年院法第七條の規定による賞金
 - 十 囚人及び刑事被告人の護送費及び釈放される場合に給與する帰住旅費並びに少年院及び少年保護鑑別所の保護收容者の移送又は送致に要する経費及び退院又は退所させられる場合に給與する帰住旅費
 - 十一 証人、鑑定人、通事、参考人、參與員、調定委員、調定補助者、勸解者、鑑定委員、翻譯人、計算人、司法委員、裁判所の選任した弁護士若しくは代理人、檢察審査委員若しくはその補充員、檢察審査会法に基いて専門的助言を求められた者又は家事審判法に基いて調査の囑託をうけ若しくは報告を求められた者に支給する旅費その他の給與
- 資金融限額
- 第五十二條 前條の規定により資金を前渡する限度額については、左の各号の定めるところによる。
- 一 常時の費用に係るものは、每一月分以内の金額を予定して交付しなければならない。但し、外国で支拂う経費、交通通信の不便な地方で支拂う経費又は支拂場所の一定しない経費は、事務の必要により六月分以内を交付することができる。

年度開始
前の資金
交付

- 二 随時の費用に係るものは、所要の金額を予定し、事務上差支のない限りなるべく分割して交付しなければならない。
- 第五十三條 会計法第十八條第一項の規定により会計年度開始前に主任の官吏に対し資金を交付することができる経費は、左に掲げるものに限る。

前渡資金
の繰替使
用

- 一 船舶に属する経費
 - 二 外国で支拂う経費
 - 三 交通通信の不便な地方で支拂う経費
 - 四 刑務所作業賞與金及び少年院法第七條の規定による賞金
 - 五 囚人及び刑事被告人が釈放される場合又は少年院若しくは少年保護鑑別所の保護收容者が退院若しくは退所させられる場合に給與する帰住旅費
- 同前―交
付手続
- 第五十四條 各省各庁の長は、会計法第十八條第一項の規定により会計年度開始前において、主任の官吏に対し資金を交付しようとするときは、その前渡を要する経費の金額を定め計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。
- 第五十五條 各省各庁の長は、左に掲げる経費の支拂をなさしめるため、出納官吏をしてその保管に係る前渡の資金を繰り替え使用せしめることができる。
- 一 旅費
 - 二 埋葬費

前項の規定による前渡の資金の繰替使用に関する手続は、各省各庁の長が大蔵大臣に協議してこれを定める。

会計 予算決算及び会計令

会計 予算決算及び会計令

郵政官署
における
繰替使用

第五十六條 郵政大臣は、郵政官署の出納官吏又は出納員をしてその取扱に係る歳入金、歳出金及び歳入歳出外現金を交互に繰り替え使用させることができる。

前金拂

第五十七條 会計法第二十二條の規定により前金拂をなすことができるのは、左に掲げる経費に限る。但し、第八号乃至第十一号に掲げる経費については、前金拂をする場合においては、各省各庁の長は、大蔵大臣に協議することを要する。

一 外国から直接購入する機械、図書、標本又は実験用材料の代価

二 定期刊行物の代価

三 土地又は家屋の借料

四 運賃

五 国の買収又は収用に係る土地の上に存する物件の移転料

六 官公署(法令による公団を含む。)に対し支拂う経費

七 外国で研究又は調査に従事する者に支給する学資金その他の給與

八、試験、研究、調査又は教育の受託者に支拂う経費

九 交通至難の場所に勤務する者又は船舶乗組の者に支給する給與

十 補助金、負担金及び交付金

十一 諸謝金

概算拂 第五十八條 会計法第二十二條の規定により概算拂をなすことができるのは、左に掲げる経費に限る。但し、第三号に掲げる経費について概算拂をする場合においては、各省各庁の長は、大蔵大臣に協議することを要する。

一 旅費

二 官公署(法令による公団を含む。)に対し支拂う経費

三 補助金、負担金及び交付金

渡切経費 第五十九條 会計法第二十三條の規定により事務費の全部又は一部を主任の官吏に対し渡切を以て支給することができるのは、左に掲げる官署の経費に限る。

一 郵便局

二 登記所

三 在外公館

前項の官署の範囲、渡切とすべき歳出科目及び支給方法は、郵政大臣、法務総裁又は外務大臣が大蔵大臣に協議してこれを定める。

毎項金額 第六十條 会計法第二十七條但書に規定する毎項金額は、部局等における毎項金額とする。

第六節 支拂

支拂前の調査 第六十一條 日本銀行は、小切手の呈示があつたときは、その小切手が法令に違反することがないか、券面金額が支拂計画の金額の残高に超過することがないかを調査し、その支拂をしなければならぬ。

前項の規定は、日本銀行が国庫金振替書の交付を受けた場合に、これを準用する。

支拂未了の資金 第六十二條 第四十九條の規定により交付を受けた資金のうち、資金交付の日から一年を経過しまだ支拂を終わらない金額に相当するものは、日本銀行においてその送金を取り消し、これをその取り消した日の属する年度の歳入に納付しなければならない。

会計 予算決算及び会計令

小切手の償還

毎会計年度の小切手振出済金額のうち、翌年度の五月三十一日までに、支拂を終らない金額に相当する資金は、財政法第四十一條の決算上の剰余金に組み入れずこれを繰越整理しなければならない。前項の規定により繰り越した資金のうち、小切手の振出し目附から一年を経過しまだ支拂を終らない金額に相当するものは、これをその期間満了の日の属する年度の歳入に組み入れなければならない。第六十三條 支出官が、小切手の所持人から償還の請求を受けた場合においては、これを調査し償還すべきものと認めるときは、その償還をなすものとする。前項の規定は、支出官が会計法第二十八條第二項の場合において、その支拂を受けない債権者又は出納官吏から更に請求を受けた場合に、これを準用する。

第七節 報告

支出負担行為の報告書等

第六十四條 支出負担行為認証官及び支出官は、毎月、それぞれ支出負担行為認証済額報告書及び支出済額報告書を作製し、翌月十五日までにこれを当該事務を管理する各省各庁の長に提出しなければならない。前項に規定する支出負担行為認証済額報告書及び支出済額報告書については、第三十九條の九の規定により支出官及び支出負担行為認証官が同一人に指定された場合においては、前項の規定にかかわらず、支出官が作製する支出負担行為認証済額及び支出済額報告書をもつてこれに代えることができる。第六十五條 各省各庁の長は、前條の規定により提出された各報告書に基いて、支出負担行為認証及び支出総報告書を作製し、これに前條の規定により提出された各報告書を添え、その月中に大蔵大臣に送付しなければならない。第六十六條 削除 第六十七條 削除

第七章 契約

第一節 総則

契約書の作意

第六十八條 各省各庁の長又はその委任を受けた官吏が契約をしようとするときは、契約の目的、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作製しなければならない。

契約書の省略

第六十九條 契約書には、当該官吏が記名して印をおすことを必要とする。第七十條 各省各庁の長は、左に掲げる場合においては、第六十八條に規定する契約書の作製を省略することができる。但し、第五号の場合においては、大蔵大臣に協議することを要する。一 三十万円を超えない指名競争契約又は随意契約をなすとき 二 外国で五十万円を超えない指名競争契約又は随意契約をなすとき 三 せり売に付するとき 四 物品売拂の場合において買受人が直ちに代金を納付してその物品を引取るとき 五 第一号及び第二号以外の随意契約について各省各庁の長が契約書を作製する必要がないと認めるとき 大蔵大臣は、前項の協議が調つたときは、会計検査院に通知しなければならない。第七十一條 国と契約を結ぶ者は、現金又は国債を以て契約金額の百分の十以上の保証金を納めなければならない。

保証金

指名競争に付し又は随意契約による場合においては、各省各庁の長は、保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。前條第三号及び第四号の場合も、また同様とする。

第七十二條 契約者がその義務を履行しないときは、契約に別段の定がある場合の外は、保証金は国庫に帰属

する。

代金の完納

第七十三條 国に属する財産を売却るときは、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、その引渡の時まで又は移転の登記若しくは登録の時までに、その代金を完納せしめなければならない。

財産の貸付料

第七十四條 財産の貸付料は、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、これを前納せしめなければならない。但し、貸付期間の六箇月以上に亘るものについては、定期にこれを納付せしめることができる。

調書の作製

第七十五條 各省各庁の長又はその委任を受けた官吏は、工事若しくは製造又は物件の買入でその代価が三十万円を超えるものについては、当該工事若しくは製造の完了又は物件の完納の後、監督又は検査した官吏又は技術者をしてその調書を作製せしめなければならない。

契約により工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部分を支拂う必要があるときは、各省各庁の長又はその委任を受けた官吏は、特に検査のために官吏又は技術者に命じて調書を作製せしめなければならない。

前二項の場合における支拂は、前二項の規定による調書に基かなければ支拂をなすことができない。

完済又は完納前の代価支拂

第七十六條 前條第二項の場合における支拂金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代価の十割の九、物件の買入についてはその既納部分に対する代価を超えることができない。但し、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては、その代価の全額までを支拂うことができる。

請負契約の支拂

第七十七條 前二條の規定は、工事又は製造以外の請負契約の全部又は一部の履行に対し支拂をする場合に、これを準用する。

第二節 一般競争契約

一般競争加入者の資格

第七十八條 一般の競争に加わらんとする者に必要な資格は、大蔵大臣の定めるところによる。

同

第七十九條 各省各庁の長は、左の各号の一に該当すると認める者を、その後二年間競争に加わらしめないとすることができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に際し故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質数量に関し不正の行為があつた者
- 二 競争に際し不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的を以て連合をなした者
- 三 競争加入を妨害し又は競落者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害した者
- 四 検査監督に際し係員の職務執行を妨げた者
- 五 正当の理由がなくして契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約に際し代理人、支配人その他の使用人として使用する者

同

第八十條 各省各庁の長は、前條の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に加わらしめないことができる。

保証金

第八十一條 競争に加わらんとする者は、現金又は国債を以て見積金額の百分の五以上の保証金を納めなければならない。

同

第八十二條 競落者が契約を結ばないときは、保証金は国債に帰属する。

方法入札

第八十三條 競争は、第九十一條に規定する場合の外は、すべて入札の方法を以てこれを行わなければならない。

入札の公告

第八十四條 入札の方法により競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少くとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法を以て公告しなければならない。但し、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。

同

第八十五条 前條の規定による公告は、左に掲げる事項についてこれをなすものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 契約條項を示す場所
- 三 競争執行の場所及び日時
- 四 入札の保証金額に関する事項

予定価格の設定

第八十六条 各省各庁の長又はその委任を受けた官吏は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

同

第八十六条之二 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。但し、一定期間継続してなす製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

予定価格の価額

第八十六条之三 予定価格は、左の各号に掲げる価額によつて定めなければならない。

- 一 契約の目的となる物又は役務について物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)に規定する統制額(同令第三條第一項但書の規定による許可に係る価格等の額を含む。以下統制額という。)のある場合は、当該統制額をこえない価額
- 二 契約の目的となる物又は役務について統制額のない場合は、各省各庁の長又はその委任を受けた官吏が適正と認め決定した価額

前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物又は役務の取引の实例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮しなければならない。

三 契約の目的となる物又は役務の性質上前号の規定によることができないものについては、各省各庁の長又はその委任を受けた官吏が取引の实例価格、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して決定した価額

前項第一号又は第二号の規定により統制額又は一般職種別賃金額をこえない価額で契約の目的となる物又は役務の価額を計算する場合には、当該物又は役務の取引の实例価格、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して当該価額を定めなければならない。

開札

第八十七条 開札は、公告に示した場所及び日時に入札者の面前においてこれを行わなければならない。但し、入札者で出席しない者があるときは、入札事務に關係のない官吏をして開札に立会わしめなければならない。

入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消をなすことができない。
第七十八条の規定による競争加入の資格がない者のなした入札又は入札に関する條件に違反した入札は無効とする。

再度の入札

第八十八条 開札の場合において各人の入札のうち、第八十六条の規定により予定した価格の制限に達したものがなく、直ちに、再度の入札をなすことができる。

落札者の決定

第八十九条 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定めなければならない。

前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に關係のない官吏をして、これに代りくじを引かせることができる。

再入札公

第九十条 入札者若しくは落札者がなく、又は落札者が契約を結ばない場合において、更に、入札に付しよ

会計 予算決算及び会計令

告
せり売

うとするときは、第八十四条の期間は五日までにこれを短縮することができる。

第九十一条 各省各庁の長は、動産の売拂について特別の事由に因り必要があると認める場合においては、大蔵大臣に協議して、本節の規定に準じ、せり売に付することができる。

第三節 指名競争契約

指名競争に付しうる場合

第九十二条 会計法第二十九条但書の規定により、一般の競争に付することを不利と認める場合の外、左に掲げる場合においては、指名競争に付することができる。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般の競争に付する必要があるとき
- 二 予定価格が百万円を超えない工事若しくは製造をなさしめ又は予定代価が六十万円を超えない財産の買入をなすとき
- 三 予定賃借料の年額又は総額が三十万円を超えない物件の借入をなすとき
- 四 予定賃借料の年額又は総額が十万円を超えない物件の貸付をなすとき
- 五 予定代価が二十万円を超えない財産の売拂をなすとき
- 六 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が四十万円を超えないとき

随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

入札者の指定

第九十三条 指名競争に付しようとするときは、なるべく五人以上の入札者を指定しなければならない。

会計検査院への通知

第九十四条 各省各庁の長は、一般の競争に付することを不利と認め指名競争に付して契約を結んだときは、事由を明らかにし、直ちに、これを会計検査院に通知しなければならない。

一般競争契約の規定準用

第九十五条 第七十九条乃至第八十三条、第八十六条乃至第八十九条の規定は、指名競争契約の場合に、これを準用する。

各省各庁の長は、前項において準用する第八十一条の規定による保証金の納付の必要がないと認める場合においては、その納付を免除することができる。

第四節 随意契約

隨時契約によりうる場合

第九十六条 会計法第二十九条但書の規定により、一般の競争に付することを不利と認める場合の外、左に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- 二 急迫の際競争に付する暇がないとき
- 三 国の行為を秘密にする必要があるとき
- 四 予定価格が五十万円を超えない工事若しくは製造をなさしめ又は予定代価が三十万円を超えない財産の買入をなすとき
- 五 予定賃借料の年額又は総額が十五万円を超えない物件の借入をなすとき
- 六 予定賃借料の年額又は総額が五万円を超えない物件の貸付をなすとき
- 七 予定代価が十万円を超えない財産の売拂をなすとき
- 八 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が二十万円を超えないとき
- 九 労力の供給を請負わしめるとき
- 十 運送又は保管をなさしめるとき

会計 予算決算及び会計令

会計 予算決算及び会計令

- 十一 各省各庁の組織相互の間で契約をなすとき
- 十二 農場、工場、学校、試験所、監獄その他これに準ずべきものの生産に係る物品の売拂をなすとき
- 十三 国の需要する物品の製造、修理加工又は納入に使用せしめるためこれに必要な物品の売拂をなすとき
- 十四 法律の規定により財産の譲與又は無償貸付をなし得る者にその財産の売拂又は有償貸付をなすとき
- 十五 非常災害があつた場合において罹災者に国の生産に係る建築材料の売拂をなすとき
- 十六 外国で契約をなすとき
- 十七 都道府県市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合又は慈善のために設立した救済施設から直接に物件の買入又は借入をなすとき
- 十八 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のためにこれに必要な物件の売拂又は貸付をなすとき
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のためこれに必要な物件の売拂若しくは貸付をなすとき又は生産者から直接にその生産に係る物品の買入をなすとき
- 二十一 公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は起業者に売拂又は買付をなすとき
- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその生産をこれに特別の縁故がある者に売拂又は貸付をなすとき
- 二十三 事業経営上特に必要な物品の買入をなし若しくは製造をなさしめ又は土地建物の借入をなすとき
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託するとき又はこれをして販売をなさしめるとき
- 第九十七條 競争に付しても入札者がないとき又は再度の入札に付しても落札者がないときは、随意契約にすることができる。但し、保証金及び期限を除く外、最初競争に付するときは定めた価格その他の条件を変更することができない。

同

同

第九十八條 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。但し、

分割契約

第九十九條 前三條の場合においては、予定価格又は落札金額を分割計算することができる場合に限り、当該

予定価格の設定

第九十九條の二 随意契約によるときは、予め第八十六條の二及び第八十六條の三の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

見積書

第一百條 随意契約によるときは、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

会計検査院への通知

第一百一條 各省各庁の長は、一般の競争に付することを不利と認め随意契約によつた場合においては、事由を明らかにし、直ちに、これを会計検査院に通知しなければならない。

大蔵大臣との協議

第一百二條 各省各庁の長は、指名競争に付し又は随意契約による場合は、予め、大蔵大臣に協議しなければならない。

大蔵大臣は、前項の協議が調つたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第八章 国庫金及び有価証券

第一節 保管金及び有価証券

保管現金の預入

第一百三條 各省各庁の長の保管に係る現金は、大蔵大臣の定めるところにより、これを大蔵省預金部に預け入れなければならない。

有価証券の取扱

第一百四條 国の所有に係る有価証券又は各省各庁の長の保管に係る有価証券は、大蔵大臣の定めるところにより、日本銀行をしてその取扱をなさしめる。

会計 予算決算及び会計令

取扱手続の規定

第百五條 各省各庁の長の保管に係る現金若しくは有価証券又は国の所有に係る有価証券の取扱手続に關しては、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、大蔵大臣がこれを定める。

第二節 国庫金の出納

日銀の取扱

第百六條 日本銀行は、この勅令の規定による外、大蔵大臣の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

日本銀行で受け入れた国庫金は、国の預金とし、その種別及び受拂に關する事項は、大蔵大臣がこれを定める。

国の預金の利子

第百七條 日本銀行は、国の預金については、大蔵大臣の特に定めるもの限り、その定めるところにより相当の利子を附さなければならない。

第三節 日本銀行の計算報告及び出納証明

国庫金出納報告書

第百八條 日本銀行は、大蔵大臣の定めるところにより、国庫金の出納報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

出納計算書

第百九條 日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国庫金の出納計算書を作製し、証拠書類を添え、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

日本銀行は、大蔵大臣の定めるところにより、国債の發行による収入金、国債元利拂資金及び隔地者拂資金の收支を整理し、これを前項の計算書に掲記しなければならない。

大蔵大臣は、第一項の計算書を調査し、これを会計検査院に送付しなければならない。

有価証券受拂計算書

第百十條 日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国の所有又は保管に係る有価証券受拂計算書を作製し、証拠書類を添え、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の計算書を調査し、これを会計検査院に送付しなければならない。

第九章 出納官吏

第一節 総則

出納員

第百十一條 郵政大臣及び電気通信大臣は、会計法第四十條第一項の規定により、それぞれ郵政官署又は電気通信官署の事務員を出納員にすることができる。

前項に規定するもの外、特別の必要がある場合においては、各省各庁の長は、大蔵大臣に協議してその庁の事務員を出納員にすることができる。

同

第百十二條 出納員は、主任出納官吏又は分任出納官吏に所屬して出納の事務を取り扱わなければならない。

出納員の取扱

第百十三條 出納員の領收した現金は、これを所屬の出納官吏に拂い込まなければならない。但し、各省各庁の長において、必要があると認めるときは、他の出納官吏又は出納員に交付せしめることができる。

現金の出納保管

第百十四條 出納官吏及び出納員は、この勅令に定めるもの外、大蔵大臣の定めるところにより、現金の出納保管をしなければならない。

第二節 責任

弁償責任

第百十五條 会計法第四十三條第一項(同法第四十五條において準用する場合を含む。)の場合において、弁償を命ぜられた出納官吏又は出納員は、その責を免がれるべき理由があると信ずるときは、その理由を明らかにする書類及び計算書を作製し証拠書類を添え、各省各庁の長を経由してこれを会計検査院に送付し、その検定を求めることができる。

各省各庁の長は、前項の場合においても、その命じた弁償を猶予しない。

第三節 検査及び証明

定時臨時の検査

第百十六條 各省各庁の長は、毎年三月三十一日又は出納官吏の転免、死亡その他異動があつたときは、検査員を命じて、当該出納官吏の帳簿金庫を検査せしめなければならない。但し、臨時に資金の前渡を受けた官吏の帳簿金庫については、定時の検査を必要としない。

大蔵大臣又は各省各庁の長は、必要があると認めるときは、臨時に検査員を命じて、出納官吏又は出納員の帳簿金庫を検査せしめるものとする。

検査の立会

第百十七條 前條の検査を執行するにあつて、当該出納官吏又は出納員が事故に因り自ら検査に立会うことができないときは、その代理者又は特に各省各庁の長の命じた官吏が立会をしなければならぬ。

検査書の作製

第百十八條 検査員は、出納官吏又は出納員の帳簿金庫を検査したときは、検査書二通を作製し、一通を当該出納官吏、出納員又は立会人に交付し、他の一通を各省各庁の長に提出しなければならない。

前項の検査書には、検査員及び当該出納官吏、出納員又は立会人がこれに記名して印をおすものとする。

他の公金の検査

第百十九條 出納官吏又は出納員において他の公金の出納を兼掌するときは、検査員は、併せて、他の公金の検査を行わなければならない。

出納計算書の作製

第百二十條 租税その他の歳入金の収納を掌る官吏は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、歳入徴収官を経由してこれを会計検査院に提出しなければならない。

同

第百二十一條 資金の前渡を受けた官吏は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、支出官を経由してこれを会計検査院に提出しなければならない。

同

第百二十二條 歳入歳出外現金の出納を掌る官吏は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、その所属の各省各庁の長又はその指定する官吏を経由してこれを会計検査院に提出しなければならない。

同

第百二十三條 第五十六條の規定により現金の繰替使用をなす官吏は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、その所属の各省各庁の長又はその指定する官吏を経由してこれを会計検査院に提出しなければならない。

分任出納官吏等の出納の計算

第百二十四條 分任出納官吏の出納は、すべて主任出納官吏の計算とし、又、出納員の出納はすべて所属の出納官吏の計算として取り扱い、その出納に関する報告書及び計算書は、各別にこれを提出することを必要としない。但し、その所属の各省各庁の長又は会計検査院において特に必要があると認めるときは、別に分任出納官吏又は出納員をしてその出納の報告書又は計算書を提出せしめることがあるものとする。

出納官吏の交替

第百二十五條 出納官吏の交替があつたときは、前任出納官吏は、その在職期間において執行した出納のうち、まだ第百二十條乃至第百二十三條の手續をしていない分については、当該各條に定める手續をしなければならない。

計算書作製の代行

第百二十六條 出納官吏又は出納員の死亡その他の事故に因り、その者が計算書を作製することができなときは、各省各庁の長は、他の官吏に命じて、これを作製せしめなければならない。

出納官吏又は出納員が提出期限内に計算書を提出しないときは、各省各庁の長は、他の官吏に命じて、これを作製せしめなければならない。

前二項の規定により作製した計算書は、これを出納官吏又は出納員が自ら作製したものとみなす。

計算書の修正変更

第百二十七條 出納官吏又は出納員の計算書は、提出の後、これを修正変更することができない。

第十章 帳簿

日記簿等

第百二十八條 大蔵省は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、国庫金の出納を登記しなければならない。

歳入歳出

第百二十九條 大蔵省は、歳入歳出の主計簿を備え、歳入主計簿には、歳入予算額、徴収決定額、収納済歳

会計 予算決算及び会計令

会計 予算決算及び会計令

の主計法

入額、不納欠損額及び収納未済歳入額を登記し、歳出主計簿には、歳出予算額、支出負担行為計画承認済額、支出負担行為認証済額、支出負担行為計画承認済額、支出計画承認済額、支拂計画承認未済額、支出済歳出額、翌年度へ繰越額及び歳出予算残額を登記しなければならない。

歳入・歳出簿及び支拂計画差引簿

第三百三十條 各省各庁は、歳入簿、歳出簿及び支拂計画差引簿を備え、歳入簿には、歳入予算額、徴收決定済額、収納済歳入額、不納欠損額及び収納未済歳入額を登記し、歳出簿には、歳出予算額、支出負担行為計画承認済額、支出負担行為認証済額、支出済歳出額、翌年度へ繰越額及び歳出予算残額を登記し、支拂計画差引簿には、歳出予算額、支拂計画承認済額及び支拂計画承認未済額を登記しなければならない。

徴收簿

第三百三十一條 歳入徴收官は、徴收簿を備え、徴收決定済額、収納済歳入額、不納欠損額及び収納未済歳入額を登記しなければならない。

支出負担行為簿

第三百三十二條 支出負担行為担当官は、特に大蔵大臣の定める場合を除き、支出負担行為簿を備え、支出負担行為計画承認済額、支出負担行為認証済額及び支出済額を登記しなければならない。

支出簿及び支拂計画簿

第三百三十三條 支出官は、支出簿及び支拂計画簿を備え、支出簿には、支出済額を登記し、支拂計画簿には、支拂計画承認済額、支出済額及び支拂計画承認未済額を登記しなければならない。

支出負担行為認証簿

第三百三十四條 支出負担行為認証官は、支出負担行為認証簿を備え、支出負担行為計画承認済額、支出負担行為認証済額、支出負担行為計画承認未済額、支出済額及び支出負担行為認証済額を登記しなければならない。

支出官と支出負担行為認証簿

第三百三十四條の二 第三十九條の九の規定により支出官及び支出負担行為認証官が同一人に指定された場合においては、前二條に規定する支出簿及び支出負担行為認証簿は、前二條の規定にかかわらず、支出官が備えなければならない。

官が同一人の場合

る支出負担行為認証及び支出簿をもつてこれに代えることができる。

前項に規定する支出負担行為認証及び支出簿には、支出負担行為計画承認済額、支出負担行為認証済額、支出負担行為計画承認未済額、支出済額及び支出負担行為認証済額を登記しなければならない。

現金出納簿

第三百三十五條 出納官吏及び出納員は、現金出納簿を備え、現金の出納を登記しなければならない。

小切手等

第三百三十六條 削除

認証簿

第三百三十七條 前九條に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、大蔵大臣がこれを定める。

入方法

第三百三十七條の二 帳簿の登記は、その登記原因の発生の都度直ちにこれをしなければならない。

日記帳簿

第三百三十八條 日本銀行は、左に掲げる帳簿を備え、国のために取り扱う現金の出納又は有価証券の受拂を登記しなければならない。

簿

- 一 国庫金の出納を登記すべき帳簿
- 二 支拂計画額及び支拂済額を登記すべき帳簿
- 三 国債の発行及び償還に関する出納を登記すべき帳簿
- 四 国債利拂資金の出納を登記すべき帳簿
- 五 隔地者拂資金の收支を登記すべき帳簿
- 六 有価証券の受拂を登記すべき帳簿

前項の帳簿の様式及び記入の方法は、大蔵大臣の認可を経て、日本銀行がこれを定める。

主計簿の締切

第三百三十九條 大蔵大臣は、会計検査院の長の指定する会計検査官その他の官吏の立会の上、毎年七月三十一日において、前年度の歳入歳出の主計簿を締め切らなければならない。

第十一章 雑則

会計 予算決算及び会計令

会計 予算決算及び会計令

第四百十條 各省各庁の長は、会計法第四十八條第一項の規定により、特別調達庁の役員又は都道府県若しくは特別市の吏員をして国の歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、同法第十三條の二の規定による認証及び物品に関する事務を取り扱わしめる場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

会計法第四十八條第一項の規定により、各省各庁の長が前項の事務を特別調達庁の役員又は都道府県若しくは特別市の吏員をして取り扱わしめる場合にはあらかじめその所屬の長の同意を経なければならない。大蔵大臣は、第一項の協議が調つたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第四百十一條 この勅令により会計検査院に提出する計算証明書類の様式及び提出期限については、会計検査院の定めるところによらなければならない。

第四百十二條 前條の計算証明書類を除く外、この勅令に規定する書類の様式は、大蔵大臣がこれを定める。第四百十三條 この勅令により記名して印をおす必要がある場合においては、外国にあつては、署名を以てこれに代えることができる。

第四百十四條 この勅令に定めるものの外、収入、支出その他国の会計経理に関し必要な規定は、大蔵大臣がこれを定める。

附則

第一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、第八條第一項、第二項及び第十六條の改正規定、第二十六條の改正規定中、衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院に関する部分、第一百一條乃至第一百五條及び第四百十條の改正規定並びに附則第五條の会計規則臨時特例の一部を改正する規定中各省大臣又は所管大臣を各省各庁の長に改める部分は、日本国憲法施行の日から、第二條第六号及び第四條の改正規定中国庫金振替書に関する部分、第三十二條第二項及び第四十七條の改正規定並びに第六十一條第二項の

會計検査院に提出する書類の様式等の類の外の様式類の署名の権限

改正規定は、会計法中国庫金振替書に関する規定施行の日から第三十八條、第三十九條、第四十一條、第六十四條及び第六十五條の改正規定、第二百二十九條の改正規定中契約等総括簿に関する部分並びに第三百二十二條及び第三百三十三條の改正規定は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。(昭和二十二年政令第二百二十号改正)

第八條第三項、第九條乃至第十五條、第十七條、第十八條及び第二十條乃至第二十三條の改正規定は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

第二百二十九條の改正規定中歳入歳出の主計簿に関する部分、第三百十條、第三百十一條、第三百十四條及び第三百十五條の改正規定並びに第三百十八條第一項第三号及び第四号の改正規定は、昭和二十二年以後の会計年度の帳簿について、これを適用する。

第二項但書及び前二項に掲げる規定以外の規定は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。第二條 この勅令中「政令」とあるのは、日本国憲法施行の日まで、これを「勅令」と読み替えるものとする。

第二十四條第二項中「財政法第三十一條第一項の規定により配賦された歳出予算」とあるのは、日本国憲法施行の日までは、これを「歳出予算」と読み替えるものとする。

第三十五條、第四十四條、第六十一條第一項、第三百十四條及び第三百十八條第一項第二号中「支拂計画」とあるのは、昭和二十二年十月三十一日までは、これを「支拂予算」と読み替えるものとする。(昭和二十二年政令第二百二十号改正)

第三條 従前の会計規則第十七條、第二十一條乃至第二十三條、第二十六條、第二十七條、第二百二十四條乃至第三百三十五條の規定は、日本国憲法施行の日まで、従前の会計規則第十四條、第十六條及び第四十一條の規定
会計 予算決算及び会計令

定は、昭和二十二年十月三十一日まで、なお、その効力を有する。但し、第二十一條及び第二十三條中「第二予備金」とあるのは、これを「予備費」と読み替え、第二十六條中「会計法第十一條第一項」とあるのは、これを「財政法第十五條第二項」と読み替えるものとする。

従前の会計規則第八十六條乃至第七十七條の規定は、昭和二十年及び同二十一年度の決算については、なお、その効力を有する。

従前の会計規則第七十八條乃至第八十條の規定は、昭和二十一年度の予算中、前年度に繰り越して使用することについて、特に明許されたものの定額の繰越に關しては、なお、その効力を有する。

従前の会計規則第五百三十三條乃至第五百五十七條の規定並びに第六十條第一項第三号及び第四号の規定は、昭和二十一年度分の帳簿については、なお、その効力を有する。

第四條 昭和二十一年度所屬の歳入歳出に關する出納整理の期限は、第三條乃至第七條の規定にかかわらず、大藏大臣の定めるところにより、これを延長することができる。

第五條 会計規則臨時特例の一部を次のように改正する。

題名を「予算決算及び会計令臨時特例」に改める。第一條第一項中「各省大臣」を「各省各庁の長」に、同條第二項中「会計規則第五十七條第四号但書」を「予算決算及び会計令第五十一條第四号但書」に、同條第三項中「会計規則第五十八條」を「予算決算及び会計令第五十二條」に改める。

第二條及び第三條中「各省大臣」を「各省各庁の長」に、「第二十一條」を「第二十二條」に改める。

第四條第一項中「所管大臣」を「各省各庁の長」に改める。

第五條第一項中「各省大臣」を「各省各庁の長」に改め、同條第二項中「第四号及び第五号」を削り、「所管大臣」を「各省各庁の長」に改める。

第六條 大正十二年勅令第三百五号（大藏大臣の承認を経なければ他の費途の金額を流用することができない費途に關する勅令）は、これを廢止する。但し、昭和二十一年度の予算については、なお、その効力を有する。

第七條 昭和二十二年度の支拂計画契約等の計画及びこれらの総表については、第十八條の二、第十八條の三、第十八條の九及び第十八條の十の改正規定にかかわらず、部局等の組織の別を省略することができる。（昭和二十二年政令第二百二十号追加）

第八條 削除

第九條 昭和二十二年十月三十一日以前に従前の会計規則第十四條の規定により大藏大臣の承認を経た支拂予算のうちで支出済とならなかつた部分は、同年十一月一日において財政法第三十四條の規定施行後最初の支拂計画期間について同條第一項の規定により大藏大臣の承認を支拂計画の一部となつたものとみなす。（昭和二十二年政令第二百二十号追加）

第十條 特別調達庁を管理する内閣總理大臣は、終戦処理事業費に係る支出負担行為の計画の示達については、第三十九條第一項の規定にかかわらず、連合国軍の調達要求文書の發せられた都度、当該文書に係る要求の金額が財政法第三十四條第一項の規定により大藏大臣の承認を経た支出負担行為の計画の金額の範囲であることを確認した上、当該調達要求文書をもつて、支出負担行為の計画の示達に關する書類とし、直ちにこれを当該支出負担行為を認証する支出負担行為認証官を経て当該支出負担行為担当官に送付し、当該計画を示達することができる。

内閣總理大臣は、前項の規定により支出負担行為の計画を示達したときは、第三十九條第五項の規定にかかわらず、その計画の示達について、毎支出負担行為計画期間を一括して、大藏大臣の定めるところによ

り、当該支出負担行為計画期間終了後、直ちに会計検査院に通知しなければならない。

附 則 (昭和二十二年政令第二百二十号)

この政令は、昭和二十二年十月二十一日から、これを施行する。但し、第六十條の二乃至第六十條の七、第六十七條の二及び第三百三十六條の二の改正規定は、同年十一月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十二年政令第二百八十一号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十二年十二月二十四日公布)

附 則 (昭和二十二年政令第三百十五号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十二年十二月二十六日公布)

附 則 (昭和二十三年政令第四百六号)

この政令は、会計法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第七十九号)施行の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月一日より施行)

附 則 (昭和二十四年政令第六十九号)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。但し、第十一條第一項及び第十二條から第十四條までの改正規定は、昭和二十四年度分の予算から適用する。

2 昭和二十三年年度分の歳出予算に関する流用、契約等の計画、支拂計画、債券の負担、支出、小切手等の認証、報告及び帳簿に関しては、なお、従前の例による。

3 財政法第三十七條第一項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の大蔵大臣への送付の期限は、第二十條の規定にかかわらず、当分の間、翌年度の八月三十一日まで、繰り延べることができる。

4 予算決算及び会計令第三百三十九條に規定する主計簿の締切期日は当分の間、八月三十一日とすることができる。

附 則 (昭和二十四年政令第八十一号)

この政令は、公布の日から施行する。(昭和二十四年四月三十日公布)

附 則 (昭和二十四年政令第三百五十六号)

この政令は、公布の日から施行する。(昭和二十四年十月二十八日公布)

附 則 (昭和二十五年政令第六十二号)

1 この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第十二條の改正規定は、昭和二十五年度の予算から適用する。

2 昭和二十四年度の歳出予算の移用及び流用、支出負担行為の計画、支出負担行為の認証、支出、報告及び帳簿に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十五年政令第九十九号)

この政令は、公布の日から施行する。(四月二十八日公布)

附 則 (昭和二十五年政令第四百十九号)

この政令は、公布の日から施行する。(五月二十日公布)

○支出官事務規程

(昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十四号)

改正 昭和二十三年省令三三三号、同二十三年省令六九九号、同二十三年省令八二二号、同二十三年省令九八八号、同二十四年省令三八八号、同二十四年省令六六六号、同二十五年省令二九号

第一章 総則

第一條 支出官（分任支出官を除き会計法第四十八條の規定により歳出金の支出に関する事務を取り扱う都道府県又は特別市の吏員を含む。以下同じ。）は、この省令の定めるところにより、支出に関する事務を処理しなければならない。

第二條 支出官は、支拂計画により定められた日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）をその振り出す小切手の支拂店又はその発する国庫金振替書の取扱店（以下取引店という。）としなければならない。

第三條 各省各庁の長は、支出官とする官職を定め又はその官職を変更し若しくはこれに変更があつたときは、直ちにその旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

各省各庁の長は、支出官の任免があつたときは、直ちにその旨を大蔵大臣及び支出官の取引店に通知しなければならない。但し、大蔵大臣の指定する支出官の任免については、大蔵大臣への通知を省略することができる。

各庁の長又は部局長を支出官とする場合に、その任免を官報に掲載したときは、前項の通知を必要としない。但し、至急に支拂を要する場合又は特に各庁の長若しくは部局長以外の者を支出官とする場合は、この限りでない。

各省各庁の長は、支出官を廃止するとき又は支出官の廃止があるときは、当該支出官の残務を引き継ぐ支出官を定め、その旨を大蔵大臣、会計検査院及び支出官の取引店に通知しなければならない。

第四條 予算決算及び会計令第四十二條の規定による代理官の任免があつたときは、前條第一項及び第二項の規定に準じ、その通知の手續をしなければならない。

第五條 支出官及びその代理官は、照合のためその印鑑をその取引店に送付しなければならない。

支出官及びその代理官は、その取引店から小切手用紙及び国庫金振替書用紙の交付を受けなければならない。

第六條 支出官の事務取扱で、特別の事情によりこの省令により難いものについては、特例を設けることができる。

第二章 小切手の振出

第一節 総則

第七條 支出官は、その振り出す小切手に支拂金額、支拂店名及び受取人の氏名とともに、その小切手の持参人が、支拂を受けられること、振出の年月日、振出地及び支拂地を記載するの外、年度、所管、会計名、部款項及び番号を附記しなければならない。但し、受取人の氏名の記載は、第十二條第二項に定める場合を除くの外、これを省略することができる。

第八條 支出官が恩給法上の公務員に俸給の支拂をするため振り出す小切手は、その俸給額から国庫納金額を控除した残額を券面金額としなければならない。

第九條 前條の規定は、支出官が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十八條、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十二條、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第六十一條若しくは失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十三條の規定により、被保険者の負担すべき保険料又は国家公務員としての国設宿舍に関する法律（昭和二十四年法律第十七号）第十四條第三項の規定により有料宿舍の使用者の拂い込むべき使用料を、その支拂うべき報酬から控除する場合に、これを準用する。

第十條 支出官が民法の規定により国の債務の一部につき私人の債務との間に相殺のあつた場合に振り出す小

切手は、国の支拂金額から相殺額を控除した残額を券面金額としなければならない。

第十一條 支出官が俸給、給料、賃金、歳費、費用弁償、年金、恩給、賞與及びこれらの性質を有する給與並びに所得税法第四十二條第一項に規定する事業等所得となる報酬又は料金の支拂をするため振り出す小切手は、その給與額から所得税額を控除した残額を券面金額としなければならない。

第十一條の二 支出官が国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による組合の組合員に俸給の支拂をするため振り出す小切手は、その俸給額から共済組合掛金に相当する金額を控除した残額を券面金額としなければならない。

支出官は、前項の小切手の振出と同時に共済組合掛金に相当する金額を券面金額とし、共済組合を受取人とする小切手を振り出し、これを当該共済組合に交付しなければならない。

第十二條 支出官は、第三章の規定により国庫金振替書を発することになつてゐる場合は、小切手を振り出してはならない。

官吏、出納官吏又は日本銀行を受取人として振り出す小切手は、これを記名式とし、これに指図禁止の旨を記載しなければならない。

第十三條 支出官は、受取人に小切手を交付し支拂を終つたときは、領收証書を徴さなければならない。

第十四條 支出官は、本章の規定により小切手を振り出したときは、その都度第一号書式の小切手振出落通知書その取引店に送付しなければならない。

第二節 隔地者に支拂をなさしめるため振り出す小切手

第十五條 支出官は、その取引店所在地外にいる債権者に支拂をしようとするときは、日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「要送金」の印をおし、第二号書式の国庫金送金請求書を添え、これを

その取引店に交付しなければならない。

支出官は、その取引店所在地外にいる債権者からその債権者の指定する銀行の預金又は貯金に拂込の請求があつたときは、日本銀行を受取人とする小切手を振出し、その表面余白に「要振込」の印をおし、第三号書式の国庫金銀行振込請求書を添え、これをその取引店に交付しなければならない。

前二項の場合において数人の債権者に対し同一支出科目から支拂をしようとするときは、その合計額を券面金額とする小切手を振り出すことができる。

第十六條 前條第一項の場合において、支出官は、債権者のため最も便利と認める銀行(日本銀行本店、支店及び代理店を含む。以下同じ。)を支拂場所としなければならない。但し、運輸交通の不便な地方にいる債権者の請求によりその住所又は居所に送金をする必要があると認めるときは、その住所又は居所を支拂場所に指定することができる。

第十七條 支出官は、第十五條第一項の手続をしたときは、第四号書式の国庫金送金通知書を債権者に送付しなければならない。但し、前條但書の規定により支拂場所を指定した場合には、国庫金送金通知書の送付に代え適宜の通知書を債権者に送付し、電信送金の場合においては、国庫金送金通知書に代え、電信でその旨を通知しなければならない。

支出官は、第十五條第二項の手続をしたときは、第五号書式の国庫金銀行振込通知書を債権者に送付しなければならない。

第十八條 支出官は、国庫金送金通知書を送付した後、債権者からその送金通知書を添え支拂場所変更の請求を受けた場合において、相当の事由があると認めるときは、国庫金送金通知書に記載した支拂場所を訂正し、これを債権者に返付し、直ちにその旨をその取引店に通知しなければならない。

第十九條 支出官は、電信送金の通知をした後、債権者から支拂場所変更の請求を受けた場合において、支拂未済であることを確かめたときは、前條の規定に準じ電信でその変更の手續をしなければならない。

第二十條 支出官は、外国にいる債権者に対し邦貨を基礎とする金額の支拂をしようとするときは、その振り出す小切手の表面余白に「要送金」の印をおし、第六号書式の外国送金請求書を添え、これをその取引店に交付し、直ちにその旨を債権者に通知しなければならない。但し、電信送金の場合において必要があると認めるときは、電信でその旨を通知するものとする。

第二十一條 支出官は、外国にいる債権者に対し外国貨幣を基礎とする金額の支拂をしようとするときは、別に定める外国貨幣換算率により換算した邦貨額を券面金額とする小切手を振り出し、前條の規定に準じ「要送金」の印をおし、外国送金請求書を添え、これをその取引店に交付し、債権者に通知の手續をしなければならない。

第二十二條 第十五條第三項の規定は、前二條の場合に、これを準用する。

第二十三條 予算決算及び会計令第四十九條第二項の規定により、支出官が隔地の出納官吏に資金を交付するため日本銀行に必要な資金を交付して送金の手続をなさしめるのは、その取引店所在地外にいる出納官吏で日本銀行に預託金を有しない者に対し資金を交付する場合に限る。

本節の規定は、予算決算及び会計令第四十九條第二項の規定により支出官が前項に規定する出納官吏に資金を交付する場合に、これを準用する。

第三章 国庫金振替書の発行

第二十四條 支出官は、左に掲げる場合は、会計法第十五條の規定により国庫内の移換のための国庫金振替書を発し、これを日本銀行に交付しなければならない。

- 一 支出官が、他の会計、勘定又は資金に資金繰入のため歳出を支出するとき
- 二 支出官が、歳入徴收官（歳入徴收官の事務の一部を分掌する官吏を含む。以下同じ。）から納入告知書（日本銀行を納付場所とするものに限る。以下同じ。）の交付を受け、これに基づいて歳入に納付のため歳出を支出するとき
- 二の二 国税徴收法（明治三十年法律第二十一号）第三十一條ノ六第一項に規定する還付加算金が同法第三十一條ノ五の規定により国税等に充当されることとなつた場合に、支出官が当該還付加算金に相当する金額を歳入に納付するため、歳出を支出するとき
- 三 支出官が、第二十九條乃至第三十三條の規定により振替拂込をするとき
- 四 支出官が、会計法第十七條及び同法第二十條第二項の規定により、日本銀行に預託金を有する出納官吏に資金を交付するとき
- 五 国債整理基金特別会計の支出官が、日本銀行をして国債の元利拂をなさしめるため又は大蔵省預金部特別会計の支出官が日本銀行をして預金部預金の利子支拂をなさしめるため、必要な資金を日本銀行に交付するとき
- 五ノ二 食糧管理特別会計の支出官が食糧管理特別会計法第四條ノ三第三項の規定により資金を日本銀行に交付するとき
- 六 国債整理基金特別会計の支出官が、大蔵省証券、食糧証券若しくは融通証券の割引差額を支出するとき
- 七 大蔵省預金部特別会計の支出官が、預金部資金の運用上生じた損失金を補填するため歳出を支出するとき

第二十五條 支出官は、前條に規定する国庫内の移換のため歳出を支出しようとするときは、第七号書式の因

庫金振替書を発し、これをその取引店に交付し、在庫内の移換の手續をなさしめなければならない。

支出官は、前條第二号の場合において、国庫金振替書を発するときは、これに納入告知書を添え、この取引店に交付しなければならない。

支出官は、前條第四号の場合において、国庫金振替書を発したときは、第八号書式の国庫金振替送金通知書を、その出納官吏に送付しなければならない。但し、電信振替の場合においては、国庫金振替送金通知書に代え、電信でその旨を通知しなければならない。

前項の国庫金振替送金通知書は、支出官が、その取引店所在地にいる出納官吏に、国庫金振替書により資金を交付する場合においては、これを省略し、適宜の方法を以て通知することができる。

第二十六條 支出官は、前條第一項の規定により発する国庫金振替書には、拂出科目として歳出年度、所管、会計名及び部款項を記載しなければならない。

第二十七條 支出官は、他の会計、勘定又は資金に資金繰入のため歳出を支出しようとするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその資金の繰入を受ける取扱庁名を、その受入科目として年度、所管（一般会計の歳入にあつては主管）及び会計名、勘定名又は資金名を記載しなければならない。

第二十八條 支出官は、歳入徴収官から納入告知書の交付を受け、これに基いて歳入に納付のため歳出を支出しようとするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管（特別会計にあつては所管）及び会計名を記載しなければならない。

第二十九條 支出官は、第八條の規定により小切手を振り出したときは、小切手の振出と同時に国庫納金額を振替金額とする国庫金振替書を発し、これをその取引店に交付し、振替拂込の手續をなさしめなければならない。

前項の国庫金振替書には、振替先としてその取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管（特別会計にあつては所管）及び会計名を記載し、且つ表面余白に「国庫納金」の印をおさなければならない。

第三十條 前條の規定は、支出官が第九條の規定により小切手を振り出した場合に、これを準用する。但し、前條中「国庫納金」とあるのは、「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」、「失業保険料被保険者負担金」又は「国家公務員有料宿舍使用料」とする。

第三十條の二 第二十九條第二項の規定は、支出官が第二十四條第二号の二の規定により発する国庫金振替書について準用する。但し、第二十九條第二項中「国庫納金」とあるのは「還付加算金充当金」とする。

第三十一條 支出官は、第十條の規定により小切手を振り出したときは、小切手の振出と同時に相殺額に相当する金額を振替金額とする国庫金振替書を発し、これをその相殺額に対する納入告知書に添え、その取引店に交付し、振替拂込の手續をなさしめなければならない。

前項の国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管（特別会計にあつては所管）及び会計名を記載し、且つ表面余白に「相殺額」の印をおさなければならない。

第三十二條 国の収納すべき金額が、相殺額と同額るとき又はこれを超過するときは、支出官は、その相殺額について前條の手續に準じ、国庫金振替書を発し、その取引店に交付し、その収納すべき金額の相殺額を超過したものについては、その超過額及び相殺の相手方の氏名を歳入徴収官に報告しなければならない。

第三十三條 支出官は、第十一條の規定により小切手を振り出したときは、小切手の振出と同時に所得税額を振替金額とする国庫金振替書を発し、これに所得税法施行細則第一條に定める納付書及び同法施行細則第二條に定める計算書を添え、その取引店に交付し、振替拂込の手續をなさしめなければならない。

前項の国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管及び

会計名を記載し、且つ表面余白に「所得税」の印をおさなければならぬ。

第三十四條 支出官は、会計法第十七條及び同法第二十條第二項の規定により、日本銀行に預託金を有する出納官吏に資金を交付しようとするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその出納官吏名を、その受入科目として預託金と記載し、その出納官吏の預託金を取り扱う日本銀行名を附記しなければならぬ。

前項の場合において、支出官は、電信振替を要すると認めるときは、その国庫金振替書の表面余白に「要電信振替」の印をおさなければならぬ。

第三十五條 国債整理基金特別会計の支出官は、日本銀行をして国債の元金償還の事務を取り扱わせるため必要な資金を日本銀行に交付しようとするとき発する国庫金振替書には、振替先として日本銀行と、その受入科目として公債償還資金、食糧証券償還資金、融通証券償還資金、借入金償還資金又は一時借入金償還資金と記載しなければならぬ。

第三十六條 国債整理基金特別会計の支出官は、日本銀行をして国債の利子支拂の事務を取り扱わせるため必要な資金を日本銀行に交付しようとするとき発する国庫金振替書には、振替先として日本銀行と、その受入科目として公債利子支拂資金又は借入金及び一時借入金利子支拂資金と記載しなければならぬ。

前項の規定は、大蔵省預金部特別会計の支出官が日本銀行をして預金部預金の利子支拂の事務を取り扱わせるため必要な資金を日本銀行に交付しようとするとき食糧管理特別会計の支出官が食糧管理特別会計法第四條の三第二項の規定により資金を日本銀行に交付しようとするとき発する国庫金振替書について、これを準用する。この場合において前項中公債利子支拂資金又は借入金及び一時借入金利子支拂資金とあるのは、予金部予金の利子支拂に必要な資金の交付については予金部利子支拂資金、食糧管理特別会計法第四條の三第二項の規定による資金の交付については、主要食糧買入代金支拂資金とする。

第三十七條 国債整理基金特別会計の支出官は、大蔵省証券、食糧証券又は融通証券の割引差額を支出しようとするとき発する国庫金振替書には振替先として大蔵省と、その受入科目として大蔵省証券発行高、食糧証券発行高又は融通証券発行高と記載しなければならぬ。

第三十八條 大蔵省預金部特別会計の支出官は、預金部資金運用上生じた損失金を補填するため歳出を支出しようとするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその損失金の補填を受ける取扱庁名を、その受入科目として損失金決済と記載しなければならぬ。

第三十九條 支出官は、日本銀行に国庫金振替書を交付した場合は、日本銀行から振替済書を徴さなければならぬ。

第四章 返納金の戻入

第四十條 支出官は、予算決算及び会計令第三十四條の規定により、その支拂つた歳出の金額に戻入しようとするときは、返納者に対し第九号書式の返納告知書を発しなければならない。

前項の場合において、支出官は、その取引店以外の日本銀行に拂込をさせるもので且つ至急戻入を要するものについては、その告知書の表面余白に「電信戻入」と朱書しなければならない。

第五章 証明

第四十一條 支出官は、日本銀行統轄店から支拂済にかかる小切手振出済通知書を添え、歳出金月計突合表又は歳出支拂未済繰越金月計突合表の送付を受けたときは、これを調査し、証明の上五日以内にこれを統轄店に返付しなければならない。但し、相違のある点については、その事由を附記するものとする。

第六章 雑則

第四十二條 支出官は、その振り出した小切手又は発した国庫金振替書若しくは返納告知書に記載された歳出年度、所管、会計名又は部款項に、誤りのあることを発見したときは、翌年度五月三十一日までにその取引店にその訂正を請求することができる。

前項の規定は、国庫金振替書に記載の受入科目及び振替先並びに第三十四條に規定する預託金を取り扱う日本銀行名に誤りのあることを発見した場合に、これを準用する。

第四十三條 支出官は、国庫金送金請求書、国庫金銀行振込請求書及び外国送金請求書の記載事項の中で、金額以外のものについて誤りのあることを発見したときは、その取引店にその訂正を請求しなければならない。

第四十四條 支出官は、国庫金送金通知書、国庫金銀行振込通知書及び国庫金振替送金通知書の記載事項の中で、金額以外のものについて誤りのあることを発見したときは、その訂正をなすことができる。

支出官は、前項の訂正をなすときは、受取人から国庫金送金通知書、国庫金銀行振込通知書又は国庫金振替送金通知書を提出させて、相当の訂正をなし、これを受取人に返付しなければならない。

第四十五條 支出官は、第十七條第一項の規定により受取人に送付した国庫金送金通知書が、受取人の受領前に亡失し、支拂未済であることを確めたときは、その取引店をしてその支拂の停止の手續をなさしめ、更に国庫金送金通知書を作製し表面余白に「再発行」の印をおし、これを受取人に送付し、その旨をその取引店に通知しなければならない。

第四十六條 支出官は、第十七條第一項の規定により受取人に送付した国庫金送金通知書が受取人の受領前に亡失し、既に支拂済であることを確めたときは、事情を詳細に記載した書面を所管の各省各庁の長を経由し、大蔵大臣に送付しなければならない。

支出官は、大蔵大臣より支拂をなすべき旨の通知を受けたときは、前條の規定に準じ、その支拂に必要な

手續をしなければならない。

第四十七條 受取人は、支出官より送付された国庫金送金通知書を亡失したときは、直ちに支拂場所たる銀行に支拂停止を請求し、且つ支拂未済のときは、その銀行を経由し支出官に届け出なければならない。

前項の届書には、国庫金送金通知書に記載してある金額、番号、発行日附、発行庁及び支拂場所を記載しなければならない。

前二項の規定は、国庫金送金通知書を毀損した場合に、これを準用する。

第四十八條 支出官は、前條の届書を受けたときは、これを調査し、支拂を要するものと認めるときは、第四十五條の規定に準じ、その支拂に必要な手續をしなければならない。

第四十九條 第四十六條の規定は、受取人の亡失した国庫金送金通知書により既に支拂を受けた者がある場合に、これを準用する。

第五十條 支出官は、歳出金月計突合表又は歳出支拂未済繰越金月計突合表に証明した後、その証明に誤りのあることを発見したときは、その事由を記載して証明し、これを日本銀行統轄店に送付しなければならない。

前項の規定により統轄店に送付する場合においては、その取引店を経由しなければならない。

第五十一條 支出官は、出納官事務規程第四十六條、同規程第六十五條及び同規程第八十四條の規定により出納官吏から支拂の請求を受けたときは、これを審査し、償還すべきものと認めるときは、償還の手續をし、その旨を当該出納官吏に通知しなければならない。

附 則

第一條 この省令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。但し、従前の支出官事務規程第七條の改正に関する部分は、国有林野事業特別会計及び労働者災害補償保険特別会計については、昭和二十二年度

会計 支出官事務規程

から、これを適用する。

第二條 この省令施行前に発した歳出金支拂通知書で未だ支拂を終らないものの支拂については、なお従前の例による。

第三條 支出官は、第二号書式の国庫金送金請求書、第三号書式の国庫金銀行振込請求書、第四号書式の国庫金送金通知書、第五号書式の国庫金銀行振込通知書、第八号書式の国庫金振替送金通知書及び第九号書式の返納告知書に代え、当分の間夫々従前の書式による金額氏名表、歳出金銀行振込書、歳出金支拂通知書、歳出金銀行振込通知書及び返納告知書を使用することができる。但し、第八号書式の国庫金振替送金通知書に代え使用する従前の歳出金銀行振込通知書には、国庫金振替書による振替送金の旨を明記するものとする。

第四條 第二十四條第二号の二の規定は、国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十九号)附則第七項の規定により還付加算金が充当されることとなつた場合に準用する。

附 則 (昭和二十三年大蔵省令第六十九号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、食糧管理特別会計法第四條ノ三第二項の規定による資金の交付に関する部分は、昭和二十三年七月十日から、これを適用する。

附 則 (昭和二十三年大蔵省令第八十二号)

この省令は公布の日からこれを公布する(昭和二十三年八月二十一日公布)

附 則 (昭和二十四年大蔵省令第六十六号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 従前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (昭和二十五年大蔵省令第二十九号)

この省令は、公布の日から施行する。(四月一日公布)

第一号書式

小切手振出済通知書		第「何」号
昭和「何」年度歳出	(部)	
「何」所管	(款)	
「何」会計	(項)	
金		円
昭和「何」年「何」月「何」日		「何」某「渡
日本銀行「何」店御中		支出官 「職又は官 氏 名 園」

第二号書式

國庫金送金請求書					
昭和「何」年「何」月「何」日 小切手番号 第「何」号、第「何」号、…… 昭和「何」年度 「何」所管 「何」會計歳出			支出官 「職又は官 氏 名 印」		
番 号	受 取 人		金 額	拂 渡 店 名	備 考
	住 所	氏 名			

備考

- (1) 用紙寸法は、日本標準規格B列5とし、左方に33耗の綴代を設け、11行間隔とし、二葉以上に直るときは、追次計を附すること。
- (2) 二葉以上の小切手で同一受取人に送金する場合は、その合計額によつて記入することができる。
- (3) 番号欄の番号は、一年度継続の連続番号とし、毎年度これを更新すること。
- (4) 債権者の住所又は、居所に送金する必要があるときは、備考欄にその旨を記入すること。
- (5) 電信送金を要するときは、支出官名の上部の余白に「郵便電信送金」と未書し、受取人の氏名に振仮名を附すること。受取人の一部につき電信送金を要するときは、備考欄にその旨を記入すること。

第三号書式

國庫金銀行振込請求書						
昭和「何」年「何」月「何」日 小切手番号 第「何」号、第「何」号…… 昭和「何」年度 「何」所管 「何」會計歳出			支出官 「職又は官 氏 名 印」			
番 号	受 取 人		金 額	振 込 先		備 考
	住 所	氏 名		銀行名	預金種別	

備考

第二号書式の備考(1)乃至(3)は、本書の作製につきこれを準用すること。

国庫金送金請求書番号
「何」
国庫金送金通知書

右の金額を「何」銀行「何」店で受け取られたい。

昭和「何」年「何」月「何」日

支出官
「職又は官 氏 名」

「何 某」殿

領收証

右の金額を受け取りました。

昭和「何」年「何」月「何」日

受取人

「住所」

何

「某 何」

印紙 入

（注意）受取人は、裏面の注意事項をよく読んで下さい。

考

- (1) 用紙寸法は、日本標準規格B列6とし、左方に耗の綴代を設けること。
- (2) 用紙は、印刷用紙又は保存に耐える用紙を用いること。日附を記入すること。
- (3) 国庫金送金通知書の発行日は、発行日となる。
- (4) 官庁又は公共団体等の名称を記入して発行すること。
- (5) 領收証に収入印紙の貼用を要するものは、その貼用場所に「要収入印紙」の印をおすこと。

(裏 面)

注意事項

- 一、受取人は、表面領收証に年月日及び住所、氏名を記入し印をおさなければならぬ。但し、官吏、公吏にあつては、官庁名又は公共団体等の名を肩書し官職名を記入し記名して印をおさなければならぬ。
- 二、受取人が代理人をして現金支拂の請求をしようとするときは、本人において本書において本書委任状欄に相当の事項を記入し記名して印をおすか又は別に委任状を差し出さなければならぬ。この場所においては代理人は、本書に代理人であることの肩書を附記し記名して印をおさなければならぬ。
- 三、印紙税法の規定により印紙税を納むべき場合には、規定の収入印紙を貼附印しなければならぬ。但し営業に關しないものは、この限りでない。
- 四、本書発行の日附から一年を過ぎたときは、銀行は本書に対して支拂をしないから注意しなくてはならない。
- 五、本書を亡失したときは、直ちにその旨を拂渡を受ける銀行に通知し、支拂の停止を請求しなければならぬ。

印紙 入

委任状

表面金額の受取方を「住所」に委任しました。

何 某

昭和「何」年「何」月「何」日

第五号書式

国庫銀行振込通知書		
第「何」号	送金取組銀行名	日本銀行「何」店
振込先銀行名	「何」銀行「何」店	
金	円	
上記の金額を振込銀行の当座預金口座に振込手続済につき通知します。 普通預金等		
昭和「何」年「何」月「何」日 支出官「職又は官 氏 名 〇」		
領 收 証		
上記の金額を受け取りました。 昭和「何」年「何」月「何」日		
收 印 入 紙 ㊟	受取人「住所 何 某 ㊟」	
(注意事項)		
本書を受領したときは、振込先銀行に必ず提出すること。		

備考

- (1) 用紙寸法は、日本標準規格B列7とすること。
- (2) 領收証に収入印紙の貼用を要するものは、その貼用場所に「要収入印紙」の印をおすこと。

第六号書式

外国送金請求書				
支出官「職又は官 氏 名 〇」				
昭和「何」年「何」月「何」日 小切手番号 第「何」号、第「何」号、…… 昭和「何」年度「何」所管「何」会計歳出				
番 号	受 取 人	金 額	外 貨 額	備 考
	住 所 氏 名			

備考

- (1) 外国人の氏名及び外国の地名は、なるべくその原語を記入すること。
- (2) 邦貨を基礎とする外国送金の場合には、何貨に換えるかを備考欄に記入すること。
- (3) 第二号書式の備考は、本書の作製につきこれを準用すること。

第八号書式

<u>国庫金振替送金通知書</u>		
第「何」号	国庫金振替書を宛てた日本銀行名	日本銀行「何」店
国庫金振替書番号 第「何」号	振替先日本銀行名	日本銀行「何」店
金		円
上記の金額を振替先日本銀行における貴官の預託金に振替送金済につき通知する。		
昭和「何」年「何」月「何」日		
支出官		
「職又は官 氏		名 匁」
出納官吏「何 某」殿		

備考

用紙寸法は、日本標準規格B列7とすること。

第七号書式

<u>振替書原符</u>	
(受入科目)	第「何」号 (拂出科目)
円	
(振替先)	
昭和「何」年「何」月「何」日	
.....切.....取.....線.....	
<u>国庫金振替書</u>	
(拂 出)	
円	
上記の金額を振り替えられたい。	
(振替先)	
昭和「何」年「何」月「何」日	
(振替元) ㊤	
日本銀行 御中	
.....切.....取.....線.....	
<u>国庫金振替書</u>	
(受 入)	
円	
但し (振替元)	
より振り替え受け入れ	
昭和「何」年「何」月「何」日	
(振替先)	

備考

- (1) 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。
- (2) 国庫金振替書を発するとき、拂出書の振替元欄に記名して印をおし、その他所要事項を記入した上受入書の切取線の上に割印をおし、連続のまま、その取引店に交付すること。

返納告知書		
第「何」号	「何」年度	「何」所管
「何」会計歳出 (部)		
(款)	(項)	
金		円
上記の金額を拂い、込まれたい。 納付期限 昭和「何」年「何」月「何」日 納付場所 日本銀行「何」店 (日本銀行本店、支店、 代理店) 昭和「何」年「何」月「何」日 支出官 「職又は官氏名圖」		
「何」某殿	返納金戻入店 日本銀行「何」店	
通知書		
第「何」号	「何」年度	「何」所管
「何」会計歳出 (部)		
(款)	(項)	
金		円
上記の金額を歳出の金額に戻 入しました。 昭和「何」年「何」月「何」日 日本銀行「何」店 支出官 「職又は官氏、名殿」		
返納人 領收店 日本銀行「何」店	「何」某	
領收証書		
第「何」号	「何」年度	「何」所管
上記の金額を領收しました。 昭和「何」年「何」月「何」日 日本銀行「何」店 返納人 「何」某殿		

備考 (1) 用紙寸法は、各片とも日本標準規格A列6とすること。
 (2) 金額、番号、年度、所管、会計名及び科目は、支出官において記入すること。
 (3) 返納金が外国貨幣、外国貨幣又は邦貨として返納されたときは、返納金額の傍に「この何何何種」と記入すること。
 が本邦貨幣に交換されたものであるときは、返納金額の傍に「この何何何種」と記入すること。

○出納官吏事務規程

(昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十五号)

改正 昭和二十三年蔵令八一号、同蔵令九八号、同二十四年蔵令三八号、同蔵令六六号、同蔵令七四号

第一章 総則

目的

第一條 現金の出納保管を掌る出納官吏(会計法第四十八條の規定により現金の出納保管に関する事務を取り扱う都道府県又は特別市の吏員を含む。以下同じ。)は、この省令の定めるところによりその事務を処理しなければならない。

前項の出納官吏は、これを収入官吏、資金前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏及び繰替拂等出納官吏の四種とする。

出納官吏の種類及び定義

収入官吏とは、租税その他の歳入金の収納をする出納官吏をいう。

資金前渡官吏とは、現金支拂をするため支出官から前渡を受けた資金の出納保管をする出納官吏をいう。

歳入歳出外現金出納官吏とは、歳入歳出外現金の出納保管をする出納官吏をいう。

繰替拂等出納官吏とは、予算決算及び会計令第五十六條の規定によりその取扱にかかる現金を繰替使用し又は郵政事業特別会計法第三十四條第一項若しくは電気通信事業特別会計法第三十三條第一項の規定により

支出官若しくは分任支出官の支拂命令に基いてその取扱にかかる現金をもつて支拂をする出納官吏をいう。

証券の取扱

第二條 出納官吏は、法令の規定により現金に代え証券を受領したときは、現金に準じその取扱をしなければならない。

現金の保管

第三條 出納官吏がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならない。但し、特

会計 出納官吏事務規程

別の事由のあるときは、自己の責任をもつてこれを郵便局若しくは確実な銀行に預け入れ、又は資産信用のある者にその保管を託し、その他適当な方法によりこれを保管することができる。

同 第四條 出納官吏は、その取扱にかかる現金を、私金と混同してはならない。

同 第五條 出納官吏は、他の公金の出納保管を兼掌する場合においては、その現金を官金と区分し、同一の容器の中にこれを保管することができる。

小切手の振出 第六條 出納官吏がこの省令の定めるところにより振り出す小切手は、別段の定めのある場合を除くの外、これを記名式持参人拂としなければならない。但し、各省各庁の長が必要があると認めるときは、記名式持参人拂に代え、持参人拂式とすることができる。

同 第七條 出納官吏は、第三十一條の規定により国庫金振替書を発することになつてゐる場合は、小切手を振り出し又は現金で支拂をしてはならない。

官庁、出納官吏又は日本銀行を受取人として振り出す小切手は、これを記名式とし、これに指図禁止の旨を記載しなければならない。

現金出納簿 第八條 現金出納簿は一人一冊とし、出納官吏は、職務及び所管庁の区別なく、その取扱にかかる現金の出納をすべてこれに記入しなければならない。

事務取扱の特例 第九條 外国における出納官吏の事務取扱上、この省令により難いものについては、特例を設けることができる。

第十條 各省各庁の長は、この省令に定めるものを除くの外、その所属の出納官吏の事務取扱について、大臣と協議し必要な事項を定めることができる。

準用規定 第十一條 この省令は、別段の規定のある場合を除くの外、出納員の事務取扱について、これを準用する。

第二章 収入官吏

第一節 収入金の領收

現金による領收 第十二條 収入官吏は、納入者から納税告知書、納入告知書又は納付書を添え、現金の納付を受けたときは、これを領收し、領收証書を納入者に交付し、その都度報告書を歳入徴收官に送付しなければならない。

同 第十三條 収入官吏は、納入者から、納税告知書、納入告知書又は納付書を添えないで現金の納付を受けたとき又は歳入徴收官の口頭の告知により現金の納付を受けたときは、これを領收し、領收証書を納入者に交付し、その都度報告書を歳入徴收官に送付しなければならない。

邦貨を基礎とする領收 第十四條 収入官吏は、外国において納入者から邦貨を基礎とする収入金を外国貨幣で領收しようとするときは、別に定める外国貨幣換算率により換算した金額に相当する外国貨幣を領收しなければならない。

同 第十五條 前項の場合においては、歳入徴收官に送付する報告書に記載する邦貨額の傍に外国貨幣額及び外国貨幣換算率を附記しなければならない。

外貨を基礎とする領收 第十六條 収入官吏は、外国において納入者から外国貨幣を基礎とする収入金を外国貨幣で領收しようとするときは、別に定める外国貨幣換算率により換算した金額に相当する邦貨を領收しなければならない。

同 第十七條 前項の場合においては、歳入徴收官に送付する報告書に記載する邦貨額の傍に外国貨幣額及び外国貨幣換算率を附記しなければならない。

外貨を基礎とする領收 第十八條 歳入徴收官に送付する報告書に別に定める外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載し、その傍にその領收した外国貨幣額を附記しなければならない。

第二節 収入金の拂込

現金の拂込

第十七條 日本銀行(本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。)所在地に在勤する収入官吏は、その在勤地において現金を領收したときは、第一号書式の現金拂込書を添え、現金領收の日又はその翌日、日本銀行に拂い込まなければならない。但し、領收金額が五千円未満のときは、毎十日分をとりまとめ日本銀行に拂い込むことができる。

同

第十八條 日本銀行所在地外に在勤する収入官吏は、その在勤地において現金を領收したときは、左に掲げる期限内に現金拂込書を添え日本銀行に拂い込まなければならない。但し、第二号乃至第四号の場合においては、最初の現金領收の日から起算して十五日を越えることができない。

- 一 領收金額三千円未満のときは最初の現金領收の日から起算して十五日以内
- 二 領收金額が三千円以上に達したときは、その日から起算して十五日以内
- 三 領收金額が一万五千円以上に達したときは、その日から起算して五日以内
- 四 領收金額が三万円以上に達したときは、その翌日限り

同

第十九條 収入官吏は、その在勤地外において現金を領收した場合は、前二條の規定に準じその拂込の手續をしなければならない。

現金拂込の特例の委任

第二十條 運輸交通の不便な地方に在勤する収入官吏で、第十八條の規定により難い場合においては、各省各庁の長は、大蔵大臣と協議の上その特例を設けることができる。

外国に於いて領收した現金

第二十一條 収入官吏は、外国において現金を領收したときは、前四條の規定に準じその拂込の手續をしなければならない。

前項の場合において外国貨幣の拂込をしようとするときは、現金拂込書に邦貨額を記載し、その傍に外国貨幣額を附記しなければならない。

同

第二十二條 収入官吏は、外国において領收した現金で、前條の規定により拂込をすることができないものについては、別段の定めのある場合を除くの外、一月分をとりまとめ、これを為替券に換え、現金拂込書を添え日本銀行本店に拂い込まなければならない。

前項の現金拂込書には、邦貨額を記載し、その傍に為替券面額を附記しなければならない。

第三節 現金拂込報告

現金拂込報告

第二十三條 収入官吏は、現金出納簿により毎月第二号書式の現金拂込仕訳書を作製し、翌月五日までにこれを歳入徴收官に送付しなければならない。

分任収入官吏の作製した現金拂込仕訳書は、主任収入官吏においてこれをとりまとめ、歳入徴收官に送付するものとする。但し、歳入徴收官において必要と認めるときは、分任収入官吏をして直接これを送付させることができる。

第三章 資金前渡官吏

第一節 総則

資金前渡官吏の資格

第二十四條 資金前渡官吏が日本銀行に資金を預託しようとする場合においては、その資金前渡官吏を任命した者は、予め、その資格氏名を当該日本銀行に通知しなければならない。

印鑑の送付

第二十五條 資金前渡官吏は、前條の場合において、照合のため、その印鑑に官職氏名を記載し、これを日本銀行に送付しなければならない。

振出小切手の表示

第二十六條 本章の規定により資金前渡官吏の振り出す小切手又は発する国庫金振替書には、その表面余白に「預託金」の印をおさなければならない。

第二節 前渡資金の受入、保管及び引出

現金の予託

第二十七條 日本銀行所在地に在勤する資金前渡官吏は、その保管に属する現金を、その地の日本銀行に預託しなければならない。但し、常時小口の現金支拂を必要とする場合において、大蔵大臣の定める金額の範囲内については、この限りでない。

同

第二十八條 日本銀行所在地外に在勤する資金前渡官吏は、その在勤地又は出張地の最寄の日本銀行に、その保管に属する現金を預託することができる。日本銀行所在地に在勤する資金前渡官吏が、在勤地外において現金を保管するときも亦同様とする。

資金の受領

第二十九條 資金前渡官吏は、支出官又は他の出納官吏から国庫金振替書により資金の交付又は送付を受けたときは、日本銀行から振替済通知書、小切手用紙及び国庫金振替書用紙の交付を受けなければならない。

現金の予託手続

資金前渡官吏は、その保管に属する現金を日本銀行に預託しようとするときは、これに第三号書式の預託金拂込書を添え、日本銀行に拂い込み、預託金領收証書、小切手用紙及び国庫金振替書用紙の交付を受けなければならない。

予託金の引出

第三十條 資金前渡官吏は、日本銀行に預託した現金を引き出そうとするときは、自己を受取人とする小切手を振り出さなければならない。

第三節 国庫金振替書の発行

国庫内移換のため
の国庫金
振替書の
発行

第三十一條 資金前渡官吏は、左に掲げる場合は、会計法第四十九條の規定により国庫内の移換のための国庫金振替書を発し、これを日本銀行に交付しなければならない。

- 一 資金前渡官吏が、支出官又は歳入徴收官(歳入徴收官の事務の一部を分掌する官吏を含む。以下同じ。)から返納告知書又は納入告知書(日本銀行を納付場所とするものに限る。)の交付を受け、これに基づいて日本銀行に預託した金額の中から歳出の金額に返納し又は歳入に納付するとき

- 一の二 国税徴收法(明治三十年法律第二十一号)第三十一條ノ六第一項に規定する還付加算金が同法第三十條ノ五の規定により国税等に充当されることとなつた場合に、資金前渡官吏が当該還付加算金に相当する金額を日本銀行に預託した金額の中から歳入に納付するとき
- 二 資金前渡官吏が、第五十三條乃至第五十七條の場合において、日本銀行に預託した金額の中から拂込をするとき
- 三 資金前渡官吏が、日本銀行に預託金を有する出納官吏に対し、日本銀行に預託した金額の中から、資金を送付するとき

同

第三十二條 資金前渡官吏は、前條に規定する国庫内の移換のため支拂をしようとするときは、第四号書式の国庫金振替書を発し、これをその預託金を取り扱う日本銀行に交付し、国庫内の移換の手續をさせなければならない。

前項の場合において資金前渡官吏は、前條第一号の場合において発する国庫金振替書には、返納又は納入の告知書を、前條第二号において規定する第五十五條第二項(第五十六條において適用する場合を含む。)の場合において発する国庫金振替書には、当該相殺額に対する納入告知書を、前條第二号において規定する第五十七條の場合において発する国庫金振替書には、所得税法施行細則第一條に定める納付書及び同施行細則第二條に定める計算書を添えなければならない。

資金前渡官吏は、前條第二号において規定する第五十三條、第五十四條又は第五十五條第一項(第五十六條において適用する場合を含む。)の場合において国庫金振替書を発したときは、夫々第十号書式乃至第十四号書式に準じた国庫納金額表、健康保険料被保険者負担金額表、船員保険料被保険者負担金額表、厚生年金保険料被保険者負担金額表、失業保険料被保険者負担金額表、国家公務員有料宿舍使用料金額表又は相殺

額表を作製してこれを当該歳入徴収官に送付しなければならない。

資金前渡官吏は、前條第三号の場合において国庫金振替書を発したときは、第五号書式の国庫金振替送金通知書とその出納官吏に送付しなければならない。但し、電信振替の場合においては、国庫金振替送金通知書に代え、電信でその旨を通知しなければならない。

前項の国庫金振替送金通知書は、資金前渡官吏が、その預託金を取り扱う日本銀行所在地にいる出納官吏に国庫金振替書により資金を送付する場合においては、これを省略し適宜の方法をもつて通知することができる。

拂出科目

第三十三條 資金前渡官吏は、前條第一項の規定により発する国庫金振替書には、拂出科目として預託金と記載しなければならない。

繰込・返納のための振替書

第三十四條 資金前渡官吏は、歳入徴収官から納入告知書の交付を受け、これに基づいて日本銀行に拂込をしようとするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管(特別会計にあつては所管)及び会計名を記載しなければならない。

資金前渡官吏は、支出官から返納告知書の交付を受け、これに基づいて歳出の金額に返納しようとするとき発する国庫金振替書には、振替先として返納を受ける支出官名を、その受入科目として歳出年度、所管、会計名及び部款項を記載しなければならない。

還付加算金充当等のための振替書

第三十五條 資金前渡官吏は、第三十一條第一号の二の規定により発する国庫金振替書又は第五十三條乃至第五十七條の場合において、日本銀行に預託した金額の中から拂込をしようとするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管(特別会計にあつては所管)及び会計名を記載し、且つ表面余白に第三十一條第一号の二の場合には「還付加算金充当金」、第五十三條

の場合には「国庫納金」、第五十四條の場合には「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」、「失業保険料被保険者負担金」、又は「国家公務員有料宿舍使用料」、第五十五條及び第五十六條の場合には「相殺額」、第五十七條の場合には「所得税」の印をおさなければならない。

第三十六條 資金前渡官吏は、日本銀行に預託金を有する出納官吏に資金を送付しようとするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその出納官吏名を、その受入科目として預託金と記載し、その出納官吏の預託金を取り扱う日本銀行名を附記しなければならない。

支出官事務規程第三十四條第二項の規定は、資金前渡官吏が前項の場合において電信振替をするときに、これを準用する。

振替済書の徴収

第三十七條 支出官事務規程第三十九條の規定は、資金前渡官吏が日本銀行に国庫金振替書を交付し振替を終つた場合にこれを準用する。

第四節 支拂

債権者への支拂

第三十八條 資金前渡官吏は、債権者から支拂の請求を受けたときは、その請求は正当であるか、資金交付を受けた目的に違ふことがないかを調査し、その支拂をし、領收証書を徴さなければならない。

公務員の俸給支拂

第三十九條 資金前渡官吏は、恩給法上の公務員に俸給の支拂をしようとするときは、その俸給額から国庫納金額を控除した残額の支拂をし、その領收証書を徴さなければならない。

健康保険等による報酬の支拂

第四十條 資金前渡官吏は、健康保険、船員保険、厚生年金保険若しくは失業保険の被保険者又は国家公務員有料宿舍使用者に報酬の支拂をしようとするときは、その報酬額から被保険者の負担すべき保険料又は国家公務員有料宿舍使用料を控除した残額の支拂をしその領收証書を徴さなければならない。

債務の相殺 第四十一條 民法の規定により、国と私人との債務の相殺があつたときは、資金前渡官吏は、相殺額を控除した残額の支拂をし、その領收証書を徴さなければならない。

給與その他の支拂 第四十二條 資金前渡官吏は、俸給、給料、賃金、賞與及びこれらの性質を有する給與並びに所得税法第四十二條第一項に規定する事業等所得となる報酬又は料金の支拂をしようとするときは、その支給額から所得税額を控除した残額の支拂をし、その領收証書を徴さなければならない。

共済組合員の俸給支拂 第四十二條之二 資金前渡官吏は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による組合の組合員に俸給の支拂をしようとするときはその俸給額から共済組合掛金に相当する金額を控除した残額の支拂をし、その領收証書を徴さなければならない。

資金前渡官吏は、前項の規定により控除した共済組合掛金に相当する金額を共済組合に支拂い、その領收証書を徴さなければならない。

日銀予託金からの支拂 第四十三條 資金前渡官吏は、日本銀行に預託した金額の中から支拂をしようとするときは、現金の交付に代え、その預託金に対する小切手を振り出さなければならない。但し、第三十一條の規定により国庫金振替書を発する場合又は受取人が特に現金の交付を求めた場合は、この限りでない。

振出小切手の支拂未済 第四十四條 資金前渡官吏は、その振り出した小切手で、振出日附後一年を経過し日本銀行においてまだ支拂を終わらないものについては、その金額、年度、科目及び債権者氏名を、支出官を経由して歳入徴收官に報告しなければならない。

納入告知書の受領 第四十五條 資金前渡官吏は、前條の金額につき歳入徴收官から納入告知書の交付を受けたときは、第三十二條第一項及び第二項、第三十三條並びに第三十四條第一項の手續をしなければならない。

前項の規定による納入の告知が、前任出納官吏の小切手振出にかかるものであるときは、前項の国庫金振替書の表面余白に「前任出納官吏何某振出にかかる分」と記載しなければならない。

支拂を拒絶された小切手の所持人への償還 第四十六條 第四十三條の小切手がその振出日附から一年を経過し、日本銀行において支拂を拒絶されたたときは、その所持人から償還の請求があつたときは、資金前渡官吏は、これを調査し、償還すべきものと認めるときは、事由を詳らかにし証憑書類を添え、その支拂を支出官に請求しなければならない。

資金前渡官吏の交替したときは後任出納官吏においてその手續をしなければならない。但し、後任出納官吏のない場合においては、その残務を引き継いだ官吏がその手續をするものとする。

隔地の出納官吏への送金 第四十八條 資金前渡官吏は、隔地の出納官吏で日本銀行に預託金を有しない者に資金を送付する必要がある場合においては、日本銀行にその送金を請求し又は第三條但書の規定による当該出納官吏の銀行の預金若しくは貯金に預託金の振込を請求することができる。

資金前渡官吏は、前條の送金を請求しようとするときは、送金額を券面金額とし日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「要送金」の印をおし、第六号書式の国庫金送金請求書を添え、これをその預託金を取り扱う日本銀行に交付し、領收証書を徴さなければならない。

前項の場合において数人の出納官吏に対し送金を請求しようとするときは、その合計額を券面金額とする小切手を振り出すことができる。

支出官事務規程第十六條及び同規程第十七條第一項の規定は、第一項の規定により送金する場合に、これを準用する。但し、国庫金送金通知書は、第七号書式による。

資金前渡官吏は、第四十八條の振込を請求しようとするときは、振込額を券面金額とし日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、且つ表面余白に「要振込」の印をおし、これに第八号書式の国庫金銀行振込

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

同 會計 出納官吏事務規程

請求書を添え、これとその預託金を取り扱う日本銀行に交付し領收証書を徴さなければならない。

前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第一項の場合において、資金前渡官吏は、第九号書式の国庫金銀行振込通知書を、出納官吏に送付しなければならない。

国庫金送金通知書の支拂店の変更

第五十一條 支出官事務規程の中で、国庫金送金通知書に記載の支拂場所の変更に関する規定は、第四十九條の国庫金送金通知書の支拂店の変更につき、これを準用する。

予託金の取扱店所在地の債権者への支拂

第五十二條 資金前渡官吏は、その預託金を取り扱う日本銀行所在地外にいる債権者に支拂をする必要がある場合においては、日本銀行にその送金を請求し又は債権者の指定する銀行の預金若しくは貯金にその振込を請求することができる。

前三條は前項の規定による送金又は振込について、これを準用する。

第五節 拂込及び返納

国庫納金の拂込

第五十三條 資金前渡官吏は、第三十九條の手續をしたときは、国庫納金額に相当する現金に第十号書式の国庫納金額表を添え、歳入徴收官の指定した収入官吏に拂込込み領收証書の交付を受けなければならない。

保険料等の拂込

第五十四條 前條の規定は、資金前渡官吏が第四十條の手續をした場合に、これを準用する。但し、健康保険料被保険者負担金額表は第十一号書式、船員保険料被保険者負担金額表は第十二号書式、厚生年金保険料被保険者負担金額表は第十三号書式、失業保険料被保険者負担金額表は第十三号の二書式、国家公務員有料宿舎使用料金額表は第十三号の三書式による。

相殺金額の拂込

第五十五條 資金前渡官吏は、第四十一條の手續をしたときは、相殺金額に相当する現金に第十四号書式の相殺額表を添え、歳入徴收官の指定した収入官吏に拂込込み領收証書の交付を受けなければならない。

同 前項の場合において、国の債権者が、資金前渡官吏の所属庁以外の官庁に対する債務をもつて相殺したときは、その官庁の歳入徴收官から納入告知書を受け拂込の手続をしなければならない。

第五十六條 国の收納すべき金額が、相殺額と同額であるとき又はこれを超過する場合においては、資金前渡官吏は、相殺額について前條の手續をしなければならない。

前項の場合において、收納額の相殺額を超過したものについては、資金前渡官吏は、相殺額を超過した金額及び相殺の相手方の氏名を歳入徴收官に報告しなければならない。

源泉徴収した所得の拂込

第五十七條 資金前渡官吏は、第四十二條の手續をしたときは所得税額に相当する現金に所得税法施行細則第一條に定める納付書及び同施行細則第二條に定める計算書を添え、日本銀行に拂込込み領收証書の交付を受けなければならない。

前渡資金の返納等

第五十八條 資金前渡官吏は、その前渡を受けた資金につき、支出官又は歳入徴收官から返納又は納入の告知書を受けたときは、現金にその告知書を添え、拂込の手続をしなければならない。

第六節 証明

予託金の突合・証明

第五十九條 資金前渡官吏は、日本銀行統轄店から支拂済の小切手の番号を記載した書類を添え預託金月計突合表の送付を受けたときは、これを調査し、証明の上五日以内にこれを統轄店に返付しなければならない。但し、相違のある点についてはその事由を附記するものとする。

前項の規定により統轄店に返付する場合においては、その預託金を取り扱う日本銀行を経由しなければならない。

第四章 歳入歳出外現金出納官吏

歳入歳出外現金の

第六十條 歳入歳出外現金出納官吏は、現金を領收したときは、領收証書を交付し、その旨を取扱庁に報告し

会計 出納官吏事務規程

領收

第六十一條 歳入歳出外現金出納官吏の領收した現金を、大蔵省預金部預金に拂込をする場合においては、保

歳入歳出外現金の拂込

管金取扱規程及び預金部預金取扱規程の定めるところによらなければならない。

現金の拂渡

第六十二條 歳入歳出外現金出納官吏は、その保管にかかる現金を拂い渡したときは、受取人から領收証書を徴し、その旨を取扱庁に報告しなければならない。

第五章 繰替拂等出納官吏

第六十三條 繰替拂等出納官吏は、その取扱にかかる歳入金、歳出金及び歳入歳出外現金を一回として取り扱

繰替拂等の出納官吏の現金の受拂

い、現金の交互繰替使用については振替及び繰替計算をもつてその受拂を処理しなければならない。

現金の預託

第六十四條 繰替拂等出納官吏は、別段の定めのある場合を除くの外、その保管にかかる現金を、日本銀行に預託しなければならない。

第六十五條 第十二條乃至第十六條、第二十四條乃至第二十六條、第二十九條、第三十條、第四十三條乃至第

事務取扱の準用規定

四十七條、第五十九條、第六十條及び第六十二條の規定は、繰替拂等出納官吏の事務取扱について、これを準用する。

第六十六條 繰替拂等出納官吏は、左に掲げる場合は、国庫内の移換のための国庫金振替書を発し、これを日

国庫内移換のため国庫金の振替書発行

本銀行に交付しなければならない。

- 一 繰替拂等出納官吏が他の会計の歳入徴收官の発した納入告知書（日本銀行を納付場所とするものに限る。）に対して繰替拂命令官、支出官又は分任支出官からの支拂命令により日本銀行に預託した金額の中から歳入に納付するとき
- 二 繰替拂等出納官吏が繰替拂命令官、支出官又は分任支出官の支拂命令により俸給、給料、賃金、賞與及

びこれらの性質を有する給與並びに所得税法第四十二條第一項に規定する事業等所得となる報酬又は料金の支拂について拂込むべき所得税額を日本銀行に預託した金額の中から拂込むとき

- 三 繰替拂等出納官吏が日本銀行に預託金を有する出納官吏に対して日本銀行に預託した金額の中から資金を送付するとき

第三十二條第一項、同條第二項中歳入の納付又は所得税額の拂込に関する部分、同條第四項及び第五項、

第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條中所得税額の拂込に関する部分、第三十六條並びに第三十七條の規定は、前項の規定による国庫金振替書の発行に関してこれを準用する。

第六十七條 第四十八條乃至第五十二條の規定は、繰替拂等出納官吏が隔地の出納官吏で日本銀行に預託金を

隔地者送金等の準用規定

有しない者又は隔地の債権者に資金を送付し又は支拂をする必要がある場合に、これを準用する。

第六十七條の二 支出官事務規程第二十條から第二十二條までの規定は、郵政事業特別会計及び電気通信事業

同

特別会計の繰替拂等出納官吏が、支出官の支拂命令により、外国にいる債権者に支拂をしようとする場合に、これを準用する。

第六十八條 郵政官署の主任繰替拂等出納官吏は、郵便局扱各庁歳入金の振替を行うため又は郵便局資金の代

郵政官署扱分の国庫内移換手続

り金を決済するため、日本銀行に預託した金額の中から日本銀行に支拂をしようとするときは、第三十二條

第一項の規定に準じ、国庫金振替書を発しこれをその預託金を取り扱う日本銀行に交付し、国庫内の移換の

手続をさせなければならない。

前項の規定により発する国庫金振替書には、振替先として日本銀行と、その拂出科目として預託金と、そ

の受入科目として郵便局扱各庁歳入金振替又は郵便局資金決済と記載しなければならない。

第六十九條 この省令に定めるものを除くの外、繰替拂等出納官吏の事務取扱に関しては、別に定めるところ

によらなければならない。

第六章 事務引継手續

出納官吏の交替

第七十條 出納官吏の交替の場合においては、前任出納官吏は、現金出納簿に締切をし、引継の年月日を記入し、後任出納官吏とともに記名して印をおさなければならない。

予託金現在高の証明

第七十一條 日本銀行に預託金を有する前任出納官吏は、前條の締切をした日における預託金現在高の証明を日本銀行に対し請求しなければならない。

交替出納官吏の事務引継

七十二條 前任出納官吏は、第十五号書式の現金現在高調書又は現金及び預託金現在高調書並びにその引継ぐべき帳簿、証拠その他の書類の目録各二通を作製し、後任出納官吏の立会の上現物に对照し、受渡をした後、現在高調書及び目録に年月日及び受渡を終つた旨を記入し、両出納官吏において記名し印をおし各一通を保存しなければならない。

同

第七十三條 前條の手續を終つたときは、前任出納官吏は、後任出納官吏とともに記名し印をおした上預託金現在高引継通知書を所属官庁及び日本銀行に送付しなければならない。

同

前項の通知書には、前任出納官吏の振り出した小切手で日本銀行においてまだ支拂を終らない金額を区分し記載しなければならない。

同

第七十四條 第二十三條の規定により作製すべき現金拂込仕訳書は、後任収入官吏においてこれを作製しなければならない。

同

第七十五條 前任出納官吏が死亡又はその他の事由により引継をすることができないときは、予算決算及び会計令第二百二十六條の規定により計算書の作製を命ぜられた官吏は、本章の定めるところによりその手續をしなければならない。

第七章 雜則

保管現金の亡失

第七十六條 出納官吏は、その保管にかかる現金を亡失したときは、遅滞なくその事由を記載して所属官庁に報告しなければならない。

記載事項の訂正

第七十七條 出納官吏は、領收済報告書、現金拂込書又は預託金拂込書の記載事項の中で誤りのあることを発見したときは、翌年度五月三十一日までに歳入徴收官又は日本銀行にその訂正を請求しなければならない。

同

第七十八條 出納官吏は、国庫金送金通知書、国庫金銀行振込通知書又は国庫金振替送金通知書の記載事項の中で、金額以外のものに誤りのあることを発見したときは、受取人をしてその通知書を提出させ、これを訂正し、その事由を記入し、これを受取人に返付しなければならない。

同

第七十九條 出納官吏は、国庫金振替書、国庫金送金請求書又は国庫金銀行振込請求書の記載事項の中で、金額以外のものに誤りのあることを発見したときは、遅滞なく日本銀行にその訂正を請求しなければならない。

証拠書類の亡失・毀損

第八十條 出納官吏は、現金の拂込にかかる領收証書又は預託金の領收証書を亡失又は毀損した場合には、日本銀行からその拂込済の証明を受けなければならない。

同

第八十一條 支出官事務規程の中で国庫金送金通知書を亡失又は毀損した場合における取扱に関する規定は、第四十九條第三項、第五十二條及び第六十七條の規定による国庫金送金通知書を亡失又は毀損した場合における取扱につき、これを準用する。

予託金月計突合表の証明の誤り

第八十二條 出納官吏は、預託金月計突合表に証明をした後その証明に誤りのあることを発見したときは、その事由を記載して証明をし、これを日本銀行統轄店に送付しなければならない。

前項の規定により統轄店に送付する場合には、その預託金を取り扱う日本銀行を経由しなければならない。

らない。

予託金に
戻入の請
求

第八十三條 出納官吏は、第四十八條、第五十二條又は第六十七條の規定により送金又は振込を請求した後、その必要がなくなつたときは、まだ支拂の終らない場合に限り、日本銀行に対し預託金に戻入を請求しなければならぬ。その小切手の振出日附後一年を経過し、なお支拂を終らないものについても亦同様とする。

第四十四條及び第四十五條の規定は、前項後段の規定により戻入する預託金について、第四十七條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

支拂をう
けない隔
地者の再
支拂請求

第八十四條 出納官吏は、第四十八條、第五十二條又は第六十七條の規定により送金した後、国庫金送金通知書の有効期間内に支拂を受けなかつた出納官吏又は債権者から更に支拂の請求を受けたときは、第四十六條及び第四十七條の規定に準じ処理しなければならない。

附則

第一條 この省令は昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第二條 この省令施行前に発した預託金支拂通知書で未だ支拂を終らないものの支拂については、なお従前の例による。

第三條 出納官吏は、第一号書式の現金拂込書、第二号書式の現金拂込仕訳書、第三号書式の預託金拂込書、第五号書式の国庫金振替送金通知書、第七号書式の国庫金送金通知書、第八号書式の国庫金銀行振込請求書、第九号書式の国庫金銀行振込通知書、第十号書式の国庫納金額表、第十一号書式の健康保険料被保険者負担金額表、第十二号書式の船員保険料被保険者負担金額表、第十三号書式の厚生年金保険料被保険者負担金額表、第十四号書式の相殺額表及び第十五号書式の現金現在高調書又は現金及び預託金現在高調書に代え、当分の間夫々従前の書式による現金拂込書、現金拂込仕訳書、預託金拂込書、預託金銀行振込通知書、預託

金支拂通知書、預託金銀行振込書、預託金銀行振込通知書、国庫納金額表、健康保険料被保険者負担金額表、船員保険料被保険者負担金額表、厚生年金保険料被保険者負担金額表、相殺額表及び現金現在高書又は現金及び預託金現在高書を使用することができる。但し、第五号書式の国庫金振替送金通知書に代え使用する預託金銀行振込通知書には、国庫金振替書による振替送金の旨を明記するものとする。

第四條 昭和十六年大蔵省令第三十九号(前渡資金の支拂に関する特例)は、これを廃止する。

第五條 第三十一條第一号の二の規定は、国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十九号)附則第七項の規定により還付加算金が充当されることとなつた場合に準用する。

附則 (昭和二十三年大蔵省令第八十一号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年八月二十一日公布)

附則 (昭和二十三年大蔵省令第九十八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 従前の書式による用紙は、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附則 (昭和二十四年六蔵省令第六十六号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 従前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則 (昭和二十五年大蔵省令第二十九号)

この省令は、公布の日から施行する。(四月一日公布)

附則 (昭和二十五年大蔵省令第七十二号)

この省令は、公布の日から施行する。(六月三日公布)

領 收 済 通 知 書			
第「何」号	「何」年度	「何」主	管 (又は所管)
「何」会計歳入 (部)			
拂込人	「何庁主任収入官吏 官 氏 名」 又は「何庁主任収入官吏 官 氏 名 所 属」 「何庁分任収入官吏 官 氏 名」		
金			
上記の金額を領収しました。			
昭和「何」年「何」月「何」日			
日本銀行「何」店 印			
歳入徴収官「職又は官氏名」 印			

領 收 証 書			
第「何」号	「何」年度	「何」主	管 (又は所管)
「何」会計歳入 (部)			
歳入徴収官	「職 又は 官 氏 名」		
拂込人	「何庁主任収入官吏 官 氏 名」 又は「何庁主任収入官吏 官 氏 名 所 属」 「何庁分任収入官吏 官 氏 名」		
金			
上記の金額を領収しました。			
昭和「何」年「何」月「何」日			
日本銀行「何」店 印			

切 取 線

備考

- (1) 用紙寸法は、各片とも日本標準規格A列6とし、輪かく寸法は縦180耗、横95耗とすること。
- (2) 一般会計の歳入金については、会計名を省略することができる。
- (3) 金額、番号、年度、主管又は所管、会計名、歳入科目部の名称、歳入徴收官名及び歳入徴收官所在庁名は、収入官吏において記入すること。

第一号書式

現金拂込書		
第「何」号	「何」年度	「何」主 (又は所管)
「何」会計歳入(部)		
歳入徴收官「職又は官氏名」		
「歳入徴收官所在庁名」		
金		
上記の金額を拂い込みました。		
昭和「何」年「何」月「何」日		
「何」庁主任収入官吏		
		官氏名 匱
又は「何」庁主任収入官吏 官氏名 所属		
何庁分任収入官吏		官氏名 匱

切

取

線

第二号書式

昭和「何」年度		現金拂込仕訳書		
		昭和「何」年「何」月「何」日		
摘要	金額	備考		
前月まで拂込未済				
本月中現金領收高				
計				
本月中現金拂込高				
差引翌月へ越				

昭和「何」年「何」月「何」日
 歳入徴收官「職又は官氏名」殿

主任(又は分任)収入官吏「氏名」

備考

用紙寸法は 日本標準規格A列6とすること。

第三号書式

預託金拂込書		第「何」号
上記の金額を拂い込みました。		
昭和「何」年「何」月「何」日		
「何」出納官吏 官 氏名		
日本銀行「何」店御中		

備考

(1) 用紙寸法は 日本標準規格A列6とすること。

(2) 原符は 適宜設けること。

会計 出納官吏事務規程

第五号書式

<u>国庫金振替送金通知書</u>		
第「何」号	国庫金振替書を宛てた日本銀行名	日本銀行「何」店
国庫金振替書番号 第「何」号	振替先日本銀行名	日本銀行「何」店
金		
上記の金額を振替先日本銀行における貴官の預託金に振替送金済につき通知する。		
昭和「何」年「何」月「何」日		
出納官吏「官氏名 印」		
出納官吏「何 某」殿		

備考

用紙寸法は 日本標準規格B列7とすること。

第四号書式

(受入科目)	振替書原符 第「何」号 (振出科目)
(振替先)	
昭和「何」年「何」月「何」日	
切.....取.....線.....	
<u>国庫金振替書</u> 第「何」号 (拂出) (拂出科目)	
上記の金額を振り替えられたい。	
(振替先)	
昭和「何」年「何」月「何」日	
(振替元) 印	
日本銀行 御中	
切.....取.....線.....	
<u>国庫金振替書</u> 第「何」号 (受入) (受入科目)	
但し	
(振替元) より振り替え受け入れ	
昭和「何」年「何」月「何」日	
(振替元)	

備考

- (1) 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。
- (2) 国庫金振替書を発行するときは 拂出書の振替元欄に記名して印をおし、その他所要事項を記入した上受入書との切取線上に割印をおし、連続のままその取引店に交付すること。

第六号書式

国庫金送金請求書

出納官吏「官氏名 〇」

昭和「何」年「何」月「何」日
小切手番号 第「何」号 第「何」号.....
預託金

番号	受取人		金額	拂渡店名	備考
	住所	氏名			

備考

- (1) 用紙寸法は、日本標準規格B列5とし、左方に33 耗の綴代を設け、11行間隔とし、二葉以上に直るときは、追次計を附すること。
- (2) 二葉以上の小切手で同一受取人に送金する場合は、その合計額によつて記入することができる。
- (3) 番号欄の番号は、一年度継続の連続番号とし、毎年度これを更新すること。
- (4) 債権者の住所又は居所に送金する必要があるときは、備考欄にその旨を記入すること。
- (5) 電信送金を要するときは、出納官吏名の上部の余白に「要電信送金」と朱書し、受取人の氏名に振仮名を附すること。切取線の一部につき電信送金を要するときは、備考欄にその旨を記入すること。

第七号書式

国庫金送金請求書

「何」 殿

昭和「何」年「何」月「何」日

右の金額を「何」銀行「何」店で受け取
らしたい。

右の金額を受け取りました。

昭和「何」年「何」月「何」日

出納官吏「官氏名 〇」

受取人「住所」

印紙 収入

国庫金送金請求書番号
「何」


国庫金送金通知書

備考

- (1) 用紙寸法は、日本標準規格B列6とし、左方に15耗の綴代を設けること。
- (2) 用紙は、印刷用紙又は保存に耐える用紙を用いること。
- (3) 国庫金送金通知書の発行日附は、小切手振出と同一日附記入すること。
- (4) 官庁又は公共団体等の収入となるものは、宛名に官庁名又は公共団体等の名を記入して発行すること。
- (5) 領收証に収入印紙の貼用を要するものはその貼用場所に「要収入印紙」の印をおすこと。

(注意)切取線は、裏面の注意事項をよく読んで下さい。

(裏 面)

 収入印紙 委任状 住所 何 某 ㊟ 昭和「何」年「何」月「何」日	<p>注意事項</p> <p>一、受取人は、表面領收証に年月日及び住所、氏名を記入し印をおさなければならぬ。但し、官吏、公吏にあつては、官庁名又は公共団体等の名を肩書し官職名を記入し記名して印をおさなければならない。</p> <p>二、受取人が代理人をして現金支拂の請求をしようとするときは、本人において本書委任状欄に相当の事項を記入し記名して印をおさるか又は別に委任状を差し出さなければならぬ。この場合においては代理人は、本書に代理人であることこの肩書を附記し記名して印をおさなければならない。</p> <p>三、印紙税法の規定により印紙税を納むべき場合には規定の収入印紙を貼附消印しなければならない。但し營業に關しなものは、この限りでない。</p> <p>四、本書発行の日附から一年を過ぎたときは、銀行は本書に對して支拂をしないから注意しなくてはならない。</p> <p>五、本書を亡失したときは、直ちにその旨を拂渡を受ける銀行に通知し、支拂の停止を請求しなければならない。</p>
---	---

第八号書式

国庫金銀行振込請求書					
昭和「何」年「何」月「何」日 小切手番号 第「何」号 第「何」号 第「何」号 …… 預託金			出納官吏 「官」氏 名「團」		
番号	受取人	金額	振込先	備考	
	住所 氏名		銀行名 預金種別		

備考

第六号書式の備考(1)乃至(3)は、本書の作製につきこれを準用すること。

會計 出納官吏事務規程

第九号書式

国庫金銀行振込通知書		
第「何」号	送金取組銀行名	日本銀行「何」店
振込先銀行名		「何」銀行「何」店
金 円		
上記の金額を振込先銀行の 当座預金口座に振込手続済につき通知します。 普通預金等		
昭和「何」年「何」月「何」日		
出納官吏「官 氏 名 〇」		
領 收 証		
上記の金額を受け取りました。 昭和「何」年「何」月「何」日		
印 收 紙 入	受取人「住所 何 某〇」	
(注 意 事 項)		
本書を受領したときは、振込先銀行に必ず提出すること。		

備考

- (1) 用紙寸法は、日本標準規格B列7とすること。
- (2) 領收証に収入印紙の貼用を要するものは、その貼用場所に「要収入印紙」の印をおすこと。

第十号書式
「何」会計

国庫納金額表

収入取扱行

主(又は所管)	年 度	現金、小切手又は国庫金振替書	国庫納金額	者名	俸 給	国庫納金額	備 考
					円	円	

上記の国庫納金額を拂い込みました。

昭和「何」年「何」月「何」日

「何」庁収入官吏 官 氏 名 〇」

備考 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十一号書式

「何」会計

健康保険料被保険者負担金額表

収入取扱庁

主(又は所管)	年 度	現金、小切手又は国庫金振替書	健康保険者氏名	報 酬 額	保 険 料 額	備 考

上記の健康保険料被保険者負担金を拂い、込みました。

昭和「何」年「何」月「何」日

「何」庁資金前渡官吏 官 氏 名 印】

「何」庁収入官吏 官 氏 名 印】

備 考 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十二号書式

「何」会計

船員保険料被保険者負担金額表

収入取扱庁

主(又は所管)	年 度	現金、小切手又は国庫金振替書	船員保険料被保険者氏名	報 酬 額	保 険 料 額	備 考

上記の船員保険料被保険者負担金を拂い、込みました。

昭和「何」年「何」月「何」日

「何」庁資金前渡官吏 官 氏 名 印】

「何」庁収入官吏 官 氏 名 印】

備 考 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十三号書式

「何」會計

厚生年金保険料被保険者負担金額表

収入取扱庁

主(又は所管)	年 度	現金、小切手又は は国庫金振替書	厚生保 險者 氏名	報 酬 額	保 險 担 料 金	備 考

上記の厚生年金保険料被保険者負担金を拂い、込みました。

昭和「何」年「何」月「何」日

「何」庁資金前渡官吏 官 氏 名 印」

「何」庁収入官吏 官 氏 名」殿

備 考 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十三号の二書式

「何」會計

失業保険料被保険者負担金額表

収入取扱庁

主(又は所管)	年 度	現金小切手又は 国庫金振替書	失業保 險者 氏名	報 酬 額	保 險 担 料 金	備 考

上記の失業保険料被保険者負担金を拂い、込みました。

昭和「何」年「何」月「何」日

「何」庁資金前渡官吏 官 氏 名 印」

「何」庁収入官吏 官 氏 名」殿

備 考 用紙寸法は、日本標準規格A列とすること。

第十三号の三書式

「何」会計

国家公務員有料宿舍使用料金額表

収入取扱庁

主(又は所管)管 年 度	現金小切手又は 国庫金振替書	国家公務員有料 宿舍使用者氏名	使 用 料	備 考
			円	

上記の国家公務員有料宿舍使用料を拂込みました。

昭和「何」年「何」月「何」日

「何」庁資金前渡官吏 官 氏 名 印」

「何」庁収入官吏 官 氏 名」殿
備 考 用紙寸法は、日本標準規格A列とすること。

第十四号書式

「何」会計

相 殺 額 表

収入取扱庁

主(又は所管)管 年 度	現金、小切手又 は国庫金振替書	相殺相手方氏名	相 殺 金 額	備 考
			円	

上記の相殺金額を拂い込みました。

昭和「何」年「何」月「何」日

「何」庁資金前渡官吏 官 氏 名 印」

「何」庁収入官吏 官 氏 名」殿
備 考 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十五号書式乙
現金及び預託金現在高調書

現金在高	預託金高	計	振出 手高	済未 拂済	小切 未済	備考
円	円	円	円			

上記の通り引継を終りました。
昭和「何」年「何」月「何」日

「前任出納官吏 官 氏 名 印」
「後任出納官吏 官 氏 名 印」

備考

- (1) 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。
- (2) 現金在高は、その金種類備考欄に区分を記入すること。

第十五号書式甲
現金現在高調書

金 種 類	金 額	備 考
	円	

上記の通り引継を終りました。
昭和「何」年「何」月「何」日

「前任出納官吏 官 氏 名 印」
「後任出納官吏 官 氏 名 印」

備考

- 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

○財産税等収入金特別会計法

(昭和二十一年十一月十二日法律第五三号)

改正 昭和二二、法第九〇号 昭和二四、法第三〇号

第一條 財産税法及び戦時補償特別措置法に基く収入金に関する会計は、これを特別とし、一般の歳入歳出と區別して経理する。

財産税法及び戦時補償特別措置法に基いて收納する国債(自作農創設特別措置法に基いて国の発行する証券を除き政府特殊借入金を含む。以下同じ。)以外の物納の財産(以下物納財産という。)、財産税法に基いて譲り受ける財産(以下譲受財産という。)&及び財産税法に基いて收納する金融機関経理応念措置法により金融機関の旧勘定の負債に属することとなつた預金その他の債権(以下旧勘定預金等という。)は、これをこの会計の所屬とする。

第二條 この会計においては、財産税及び戦時補償特別税の収入金、物納財産及び譲受財産から生ずる収入金並びにこれらの財産の処分による収入金(証券の償還金等を含む。)、旧勘定預金等の拂戻金、公債募集金、借入金並びに附屬雑収入を以てその歳入とし、一般会計又は国債整理基金特別会計への繰入金、地方公共団体又は特定機関への交付金、公債及び借入金の償還金及び利子、財産税及び戦時補償特別税の還付金その他の諸費を以てその歳出とする。

財産税及び戦時補償特別税の国債による收納の額は、これをこの会計の歳入とみなし、第三條第一項の規定による国債の所屬換の額は、これをこの会計の歳出及び国債整理基金特別会計の歳入とみなし、又、同條第三項の規定による当該国債の償却の額は、これを国債整理基金特別会計の歳出とみなして、整理するものとする。

第三條 この会計において、財産税及び戦時補償特別税を国債を以て收納した場合には、その收納価額を以て、当該国債を国債整理基金特別会計の所屬に移さなければならない。

前項の規定により国債を国債整理基金特別会計の所屬に移した場合においては、国債整理基金特別会計法第二條第一項の規定により、一般会計から当該国債の收納価額に相当する額の国債元金償還資金の繰入があつたものとみなす。

国債整理基金特別会計で第一項の国債を受け入れた場合においては、直ちに、当該国債を償却しなければならない。

第四條 この会計に屬する経費を支弁するため必要があるときは、政府は、この会計の負担において公債を發行し又は借入金をなすことができる。但し、公債又は借入金の額は、この会計に屬する資産(現金及び譲受財産を除き財産税及び戦時補償特別税の延納許可額を含む。)の現在額に七割五分の割合を乗じて算出した額を超えてはならない。

譲受財産の対価として国債を交付するため必要があるときは、政府は、前項の規定による外、この会計の負担において公債を發行することができる。

物納財産の処分による収入金(証券の償還金等を含む。延納許可額について納付のあつた収入金及び旧勘定預金等の拂戻金は、先づ、当該収入の收納の時に存する第一項の公債又は借入金の償還に充て、譲受財産の処分に困る収入金(証券の償還金等を含む。)は、これを先づ、前項の公債の償還に充てるものとする。

第五條 この会計で支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

第六條 この会計において決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れる。

第七條 内閣は、毎年度のこの会計の予算を作製し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

この会計の予算には、当該年度及び前年度における財産税及び戦時補償特別税の徴収予定表並びに物納財産、譲受財産及び旧勘定預金等の処分予定表を添附しなければならない。

第八條 この会計の収入支出に関する規程は、勅令でこれを定める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この会計は、昭和二十六年限り、これを廃止するものとする。

昭和二十一年度分の一般会計への繰入金を支弁するため、第四條第一項本文の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その限度額は、同項但書の規定にかかわらず、この会計に属する資産（現金及び譲受財産を除き財産税及び戦時補償特別税の延納許可額を含む。）財産税法及び戦時補償特別措置法に基づく国債（政府特殊借入金を含む。）以外のものによる物納（以下物納という。）の申請額、旧勘定預金等による納付の申請額並びに財産税法及び戦時補償特別措置法に基づく延納（以下延納という。）の申請額、大蔵大臣の指定する日における現在額の合計額に七割五分の割合を乗じて算出した額によることができる。

前項の規定を適用して公債を発行し又は借入金をした場合における第四條第一項但書の規定の適用については、当該公債発行額又は借入金額の計算の基礎となつた物納若しくは延納の申請額又は旧勘定預金等による納付の申請額の合計額（前項の規定により大蔵大臣の指定する日以後における当該申請に基づく物納の財産の収納額、旧勘定預金等の納付額、延納の許可額及び物納、旧勘定預金等による納付又は延納の申請について取消若

しくは不許可の処分があつた場合において金銭で納付のあつた額及び新に延納の許可のあつた額を除く。）は、これを第四條第一項但書に規定する資産の現在額を含むものとする。

第三項に規定する物納若しくは延納の申請額又は旧勘定預金等による納付の申請額について、同項の規定により大蔵大臣の指定する日以後物納若しくは延納の申請又は旧勘定預金等による納付の申請についてその取消又は不許可の処分に因り金銭で納付のあつた場合においては、その納付のあつた金額七割五分の割合を乗じて算出した金額は、これを第四條第一項本文の規定による公債又は借入金の償還に充てるものとする。

当分の間、毎会計年度において、第四條第一項の規定により発行した公債又は借入れた借入金の償還に充てる金額は、第四條第三項及び附則第五項の規定にかかわらず、当該年度において、処分代金（証券の償還金等を含む。）の収入のあつた物納財産の収納価額、延納許可額のうち納付のあつた額及び拂戻しのあつた旧勘定預金等の収納価額の合計額に七割五分の割合を乗じて算出した額を下らない金額とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和二十四年法律第三十号）

この法律は、公布の日から施行する。（昭和二十四年四月二十三日公布）

○財産税等収入金特別会計規則

（昭和二十一年十一月二十六日勅令五百七十五号）

第一條 歳入歳出の予定計画書は、所管大臣が、これを調製して、前年度の九月三十日までに、これを大蔵大

会計 財産税等収入金特別会計規則

臣に送付しなければならない。

第二條 毎年度内に支拂うべき義務を生じ、毎年度出納の完結までに支出済とならない歳出で、時効完成に至らなものは、支出未済として順次翌年度に繰り返すものとする。但し、支出未済の繰越額は、支出済額と合せて予算額を超過してはならない。

第三條 財産税等収入金特別会計法第四條第一項に規定する資産の現在額は、同法第一條第二項に規定する物納財産及び旧勘定預金等については当該資産を財産税法又は戦時補償特別措置法に基いて收納した收納額、財産税及び戦時補償特別税の延納許可額については当該許可額によつて計算した額とする。

第四條 歳入歳出の決定計画書は、所管大臣が、これを調製して、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

所管大臣は、毎年度財産税及び戦時補償特別税の徴収額表及び財産目録を調製して、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

財産税及び戦時補償特別税の徴収額表及び財産目録の様式は、所管大臣が大蔵大臣と協議して、これを定める。

第五條 この勅令に規定されていない事項については、会計規則を準用する。

附則

この勅令は、昭和二十一年十一月二十八日から、これを施行する。
但し、同年十月三十日以後の収入金については、これを適用する。

